

# 平成28年第1回定例会議事日程（第2号）

平成28年3月11日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（吉富町宮山王団地解体・建設工事変更契約（第3工区の1））
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（吉富町宮山王団地解体・建設工事変更契約（第3工区の2））
- 日程第5 議案第2号 吉富町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第15号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第19 議案第16号 平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第17号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第18号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第19号 平成28年度吉富町一般会計予算について
- 日程第23 議案第20号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 平成28年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 平成28年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第29 議案第25号 吉富漁村センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第30 発議第1号 地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議について
- 日程第31 請願第1号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

平成28年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成28年3月11日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	3月11日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長	今富壽一郎	会 計 管 理 者	田中 修
	教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
	総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
	企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
	税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
	教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長	奥邨 厚志
	書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の議会を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明をいたします。

議案書の1ページをお願いします。次に、2ページをお願いします。平成27年12月28日付で専決処分をいたしました条例案件について、説明をさせていただきます。

昨年、12月25日付、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が交付されたことにより、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いの見直しが行われたことから、吉富町税条例の一部を改正する条例の一部改正する必要が生じたため、また施行日が平成28年1月1日からということもあり、専決処分を行いました。

内容について御説明をいたします。

3ページをお願いします。改正内容につきましては、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりましたが、個人番号の記載を予定していました申請書が個人番号の記載が不要となったものでございます。第51条関係で住民税の減免申請書で当初は個人番号の記載を予定していましたが、個人番号の記載を削除するものです。

第139条関係では、特別土地保有税の減免申請書で、これも同じく当初は個人番号の記載を予定していましたが、個人番号の記載を削除するものです。

附則、この条例は交付の日から施行する。

資料として新旧対照表をお配りしていますので御参照してください。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていきますので、よろしく願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をして「議長」と発声のあと、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いします。

本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

---

**日程第3. 報告第1号 専決処分の報告について（吉富町営山王団地解体・建設工事変更契約（第3工区の1））**

○議長（若山 征洋君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告について（吉富町営山王団地解体・建設工事変更契約（第3工区の1））を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） それでは、議案書4ページをごらん願います。

この報告につきましては、地方自治法第18条第1項の規定による議会から町長に委任された

専決事項で、契約につきましては、変更額の累計が500万円以下において増額または減額し、専決した場合、同条第2項の規定により御報告を申し上げるものでございます。

吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の1）につきまして、平成27年6月定例会におきまして、契約金額4,482万円で有限会社麻野鉄工建設興業、代表取締役麻野光一氏との工事請負契約の締結の議決をいただき、工事を進めさせていただいておりましたが、工事期間中に公園井戸施工方法の変更、26万7,719円の増額、家屋解体工事に伴う処分量の確定により4万7,508円の減額、公園擁壁補修工事の変更による2万6,891円の減額、差し引き19万3,220円の増額となり、変更契約の締結が必要となりましたので、平成28年1月7日に専決処分を行い、同日、請負金額19万3,320円の増額の変更契約を締結し、総額4,591万3,320円となりましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

---

#### 日程第4. 報告第2号 決処分の報告について（吉富町営山王団地解体・建設工事変更契約（第3工区の2））

○議長（若山 征洋君） 日程第4、報告第2号専決処分の報告について（吉富町営山王団地解体・建設工事変更契約（第3工区の2））を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） それでは、議案書6ページをごらん願います。

報告第2号、吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の2）の専決処分についての説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により議会から町長に委任された専決事項で、契約につきましては、変更額の累計が500万円以下において増額または減額し、専決処分した場合、同条第2項の規定により御報告を申し上げるものでございます。

吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の2）につきまして、平成27年6月定例会におきまして、契約金額6,015万6,000円で株式会社寺岡組、代表取締役寺岡敏光氏との工事請負契約の締結の議決をいただき、工事を進めさせていただいておりましたが、工事期間中に壁の撤去、9万5,066円の増額、解体工事に伴う処分量の確定としまして、3,553円の減額、県道側重力式擁壁の根入れ深の変更によりまして、3万8,204円の増額、整地——すきとりでございますが、数量の増でございます、23万1,891円、L型擁壁の雨水排水処理方法の変更に伴い、31万6,248円の減額となりました。差し引き4万5,360円の増となり、増

額の変更契約の締結が必要となりましたので、平成28年1月7日に専決処分を行い、同日、請負金額4万5,360円の増額の変更契約を締結し、総額6,020万1,360円となりましたので、地方自治法第180条第2項の規定による報告をいたす次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

---

#### 日程第5. 議案第2号 吉富町行政不服審査会条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第2号吉富町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。改正行政不服審査法においては、審査庁が行う不服申し立ての採決に当たり、その採決の客観性、公正性を高めるため、既存の第三者機関が事前または事後のいずれかの段階で関与している場合を除き、条例で設置する行政不服審査会等へ諮問することを、地方公共団体の長である審査庁に義務づけています。

本条例は、その諮問を受ける第三者機関である吉富町行政不服審査会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものでございます。

吉富町行政不服審査会条例であります。

第1条、（趣旨）この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、吉富町行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。冒頭申し上げたとおりの趣旨規定でございます。

第2条、（設置）町は、法第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、町長の附属機関として、吉富町行政不服審査会、（以下「審査会」という。）を置く。

2項、審査会は、その不服申し立てに係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

法第81条第2項の規定に基づき、この審査会の設置方法については常設とせず、不服申し立てが発生した場合、その事案ごとに設置し、その事案に対する調査審議が終了したときは廃止するものとするものでございます。

第3条、（組織）審査会は、委員5人以内をもって組織する。慎重な判断、公正な判断を行うため、5人以内の合議制の組織とするというものでございます。

第4条、（委員）委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。委員は、法解釈

の専門家である法曹等や行政に精通した者を想定しております。第2項、委員は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。第2条第2項の規定と同様に、その事案ごとに審査会を設置し、その事案に対する調査審議が終了したときは廃止するため、委員を解任されるという規定でございます。第3項、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。第4項、委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。委員は調査審議の過程において、個人情報等に接する機会があり、守秘義務の遵守を求める必要性が高いこと、また客観的かつ公正な判断が求められることから、守秘義務及び政治活動の服務規定を設けるものでございます。

第5条、（会長）審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。第2項、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。第3項、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。審査会の運営に当たっては、会を代表する者を置く必要があるため、会長の設置とその選任方法、職務を規定するものであります。また、第3項で会長に事故があるときに代理すべき者を指名しておくという規定を定めております。第6条、（会議）審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。第2項、審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。第3項、審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。会議の運営方法について定めたものでございます。

第7条、（雑則）この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、行政不服審査会、今るる説明があったわけですが、まず根本的にこの行政不服審査会にどのような方が選ばれるのか、どういう形で選ぶのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げましたが、法解釈の専門家である法曹や行政に精通したものを想定しておりますというふうに申し上げました。

今、吉富町の情報公開審査会というのがあるんですが、そこには弁護士の方も委員として参画していただいております。さらに、人権擁護委員の委員さん、あるいは町の行政の経験者等が就任していただいております。そういった形で弁護士の方とか、そういった方を想定しております。それについては、町長が委嘱をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そういう方を選んでいただけることは、よくわかりました。

この条例の制定についての質問とちょっと違うんかもしれませんが、これを開く必要があるときはどのような形で、例えば町民なり、誰かが、どういうときを想定されるわけですか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 行政がした行政処分、もしくは不作為、しなかったときについて不服申し立てがあった場合に審査をするということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。手を挙げて、声を発生してからしてください。

○議員（8番 岸本加代子君） 第3条の委員のところなんですけども、ちょっとよくわからないんですけども、これは事案ごとにその都度委嘱されるということなんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その下の委員のところの第4条4項の「または積極的に政治運動をしてはならない」というのがあるんですけど、先ほど言われたように公平性というか中立性というか、それを担保するためにということによく理解できるんですけど、してはならないっていうふうになってなくて「積極的に」ということが書かれているんですけど、その辺はどんなふう解釈したらいいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申しあげましたように、客観的かつ公正な判断が求められる委員さんでございますので、政治活動はしてはならないという、「積極的」というのはまさに積極的なんですけど、どういうふうに答えていいかちょっとわからないんです、積極的ということでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、もう、してはならないというふうに解釈したほうがよろしいのでしょうか。

例えば、今ちょっと弁護士というふうにおっしゃったんですけど、弁護士さんが委嘱されるとしますよね。そのときに例えば今、安保法制の問題で、弁護士さんがこれは憲法違反だというこ

とで、いろんな運動とかなさっているんですけども、そういう場合というのはどうなんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。それぞれ、個人は思想とか真理がありますので、そういった考えはあると思いますけれども、積極的に外部に向けてそういう活動をしてはならないということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同僚議員の説明とか聞いてちょっと思ったんですけど、今まではこれはなかったわけですよ、今まではどうされていたのか。なぜ今ここでこの制定の必要性があるのか。その辺、根本的に教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それは行政不服審査法が全部改正されたためでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 第2条、「町長の附属機関として」とあります。その根本的に行政不服審査っていうことですから、この場合の行政というのは町長執行部の行政ということでしょうでしょうか。それとも、国とか県とかそういう全般にかかわることでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。この吉富町行政不服審査会は吉富町に関することでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 手続上、町長の附属機関、町長の指名といいますか、推薦ということだろうと思いますが、附属機関ということになりますと独立性、先ほどから客観性とか公正性とか言われておりましたが、委嘱を受ける場合、それを執行部が取り仕切る行政に対する不服ということですので、審査に独立性が保てるかどうかというのは、その方の心情とかそういうことに頼るようなものなんで、附属機関っていうのは何か問題があるのかなあと、問題ないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 改正行政不服審査法に基づいて附属機関に委嘱するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質問の中に、審査会はその都度委嘱、なんかそういう言い方をしておりました。ですから、例えば委嘱された5人の方々は任期はありませんが、そのときに不服審査申請書が出たら、あらかじめ5人の方には招集してその都度するちゅうことですか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 第2条で定めているとおり、不服申し立てがあったその都度審査会を設置し、審査審議が終了したときは廃止するというものでございます。

以上です。（「もう1回最後、もう3回言った」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号吉富町行政不服審査会条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

## 日程第6. 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

前議案同様に、行政不服審査法の全部改正に伴う条例の整備でございます。今回の主な行政不服審査法の改正の内容でございますが、不服申し立て種類の見直しが行われ、審査請求及び異議申し立てを原則審査請求に一元化。また、審理員制度を導入して、処分に関与していない等の要件を満たす審理員による審査請求の審理。さらに、前議案にあった行政不服審査会への諮問の義務化、また審査請求期間の延長等が法の改正の主な内容でございます。

これらの改正に対応するため、関係する本町条例を一括で一部改正するものでございます。

まず、第1条は、（吉富町情報公開条例の一部改正）でございます。資料ナンバー1、新旧対

照表の2ページもあわせてごらんください。

第1条、吉富町情報公開条例（平成7年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（審査請求）」に改め、この改定は不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたため、見出しを「（審査請求）」に改めるものでございます。続きまして、同条中、「公文書の開示をしない旨の決定」を「公文書の開示に関する決定又は開示の請求に係る不作為」に、この規定は、公文書の開示をしない旨の決定を公文書の開示に関する決定に改めるとともに、開示請求にかかる不作為を審査会の諮問対象に追加するという規定でございます。

次に、「行政不服審査法（昭和37年法律160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、これにつきましては行政不服審査法が全部改正されたため、交付年、法律番号を改めるものでございます。

「不服申し立て」を「審査請求」に改め、見出しと同じ改正と同じ趣旨でございます。

「吉富町情報公開審査会」の次に「に諮問し、当該審査会」を加え、これは新たに追加する第2項に「前項に規定する諮問」とあるため、諮問を明記するものでございます。「決定」を「採決」に改め、審査請求に対する行政庁の判断の表示行為は採決でございます。「決定」を「採決」に改めるものでございます。

同条に次の1項を加える。

第2項、前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあつては、提出があつた場合に限る。）を添えてしなければならない。

この規定は、情報公開審査会に諮問するときは、審査請求の原因となった行政処分の概要や処分、理由等を審査会が把握する必要があることから、処分庁が作成する弁明書、また審査請求人の反論書や利害関係の意見書があれば、それもあわせて提出しなければならないという規定でございます。

次、第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2、（審理員の指名の適用除外）公文書の開示に関する決定又は開示の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

この規定につきましては、行政不服審査法第9条第1項本文の規定には、審理員の指名について規定をしております。この情報公開条例に基づく審査請求については、審理員を指名しないというものでございます。改正行政不服審査法では、行政処分に対する審査請求があつた場合、審査庁はその採決に当たって、まず初めに審査庁内で当該行政処分に関与していない職員を審理員に指名し、その者が審査請求の審理を行った上で意見書を作成します。次に、その意見書に基づ

き前議案で設置された行政不服審査会に諮問をいたします。最終的に審査会から答申を受けて、審査庁が採決をするという流れになっております。

しかし、この情報公開条例に基づく審査請求については、既に吉富町情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審議を行います。このような場合には、行政不服審査法第9条第1項の但し書きで「指名を要しない」というふうに規定されておりますので、適用を除外するというものでございます。

第12条第2項第1号中「前条」を「第11条」に改め、これにつきましては第11条の次に第11条の2が追加されたため改正をするものであります。

同条第3項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改める。不服申し立てが審査請求に一元化されたため改正をするものでございます。

次、第2条は（吉富町個人情報保護条例の一部の改正）でございます。新旧対照表4ページも合わせてごらんください。

第2条、吉富町個人情報保護条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の2」に改める。

第4節が第22条の2まで追加されたため、目次を改正するものであります。

第1条中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める。これは昨年12月議会でこの条例の一部改正をした際に、利用停止を求める権利を新たに追加いたしました。その改正にあわせて、この第1条を改める必要があったのですが、改正が漏れておりましたので、今回改めて改正させていただくものでございます。

第22条の見出し中「不服申し立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は訂正請求に対する決定」を「、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申し立て」を「審査請求」に改め、「吉富町個人情報保護審議会」の次に「に諮問し、当該審議会」を加え、「決定又は」を削り、同条に次の1項を加える。

第2項、前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

これらの規定につきましては、先ほど御説明いたしました吉富町情報公開条例の一部改正と同じ趣旨でございます。

第2章第4節中第22条の次に次の1条を加える。

第22条の2、（審理員の指名の適用除外）開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の本文の規定は、適用しない。

第26条第3項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改める。これらの規定も吉富町情報公開条例の一部改正と同じ趣旨でございます。

続きまして、第3条は、（吉富町行政手続条例の一部改正）でございます。新旧対照表6ページをあわせてごらんください。

第3条、吉富町行政手続条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。第3条第10号中「、異議申立てその他の不服申立て」及び「、決定その他の処分」を削る。これにつきましては不服申し立ての種類が審査請求に一元化されるため削るものでございます。

続きまして、第4条です。第4条は、（吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）でございます。

新旧対照表、7ページもあわせてごらんください。

第4条、吉富町固定資産評価審査委員会条例（昭和44年条例第110号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、この改正は改正行政不服審査法において、審査請求書の記載事項として旧法の規定にはなかった居所が新たに加えられたため、本条例もそれに合わせるため、「又は居所」を加えるものでございます。

同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。第2号、審査の申出に係る処分の内容、この規定は審査申出書に記載する事項を追加するものでございます。審査請求の対象とする処分を特定するために必要な事項であります。改正行政不服審査法において新たに規定されたため、それに合わせるものでございます。

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、先ほどと同じ趣旨でございます。「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、これにつきましては、旧行政不服審査法第13条第1項の規定は、代表者の資格は書面で証明しなければならないという規定でございました。この規定が、改正行政不服審査法では、行政不服審査法施行令第3条第1項に規定されたため、引用法令を改めるものでございます。

次、「添付」を「添付」に改め、これは字句を改めるものでございます。

同条に次の1項を加える。

第6項、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

この規定も、改正行政不服審査法施行令で書面による届け出が義務づけられましたので、本町の条例もそれに合わせて改正するものであります。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

この規定は、この法律の規定により、電子メール等で提出された弁明書も認めるというものでございます。

第6条に次の1項を加える。

第5項、委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

この規定は、提出された反論書を町長に送付する義務を規定するものでございます。

第11条の見出し中「法定書」を「決定書」に改め、これは字句の訂正でございます。

同条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

第1号、主文、第2号、事案の概要、第3号、審査申出人及び町長の主張の要旨、第4号、理由。この規定につきましては、決定書の作成方法、記載内容を明確にするものでございます。

続きまして、第5条です。第5条は、（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）であります。

新旧対照表、10ページをあわせてごらんください。

第5条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第6項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求」に改める。これにつきましては、全部改正に伴う交付年、法律番号と不服申し立ての種類の一元化に伴う改正でございます。

次、第6条は、（吉富町税条例の一部改正）でございます。

新旧対照表、11ページをあわせてごらんください。

第6条、吉富町税条例（昭和43年条例第107号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。これにつきましては、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたため、審査請求に改めるものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、ちょっと2点ほどお聞きします。

先ほどの中で、審理員の指名というのが出てきたんですが、これ職員というふうに説明がありましたが、これは誰が誰をどのような形で指名するのかをまず1点。

もう1点、住所の次に居所というものをつけ加える、これは法改正によるということだったんですが、この居所とはどういう形のものを指し示すのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

審理員の指名は、当該行政処分、または不作為行為に関与していない行政庁内の職員を町長が指名いたします。

次に、居所でございます。まず、住所とは、生活の本拠地がある場所でございます。居所とは生活の本拠、住所とは言えないが多少の期間継続して居住している場所というふうにいわれております。旧法では、住所の記載事項としてはありましたが、居所についての規定はございませんでした。審査請求の個別性の判断のためには、そういった住所がない方について、居所の記載が必要であるということから、住所または居所ということになりました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 例えば、その居所の話なんですが、これは吉富町にかかわることと先ほど行政不服審査の申し立てで言いました。吉富ではない方がたまたま吉富にいらっしやっでできるというふうな解釈でいいのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この審査請求は、町がした行政処分、もしくは不作為に対する審査の請求ですので、仮にそういった方が住所がなくて居所だけの方からあれば、それでもオーケーということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 確認ですが、今の件です、居所。要するに、条件を厳しくじゃない、ちょっと落として、どなたでもある程度審査請求ができるということにしたというふうに解

積でよろしいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 改正行政不服審査法に基づいて改正をいたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと先ほどの審理員の指名で、関与していない方を指名するといいましたが、関与しているかどうかを判断というのはどのような形でやるのでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それぞれ役場には担当がございますので、それぞれの担当が処分なり不作為をします。その担当じゃない者ということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい、山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） 例えば、この行政不服を関与以外といいます、例えば吉富町として行政不服審査を出された場合は、職員全員関与ってなるんじゃないんですか。どうなんでしょう。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） あくまでも行政処分、または不作為でございますので、その担当の部署の処分、不作為でございますと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 審査願いが出ましたらば、その審査報告書というんですか、決定したものをいつまでに出すとかいうのがどっかに記述があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 改正行政不服審査法に基づく審理員の設置でございまして、改正行政不服審査法の中にいつまでにしろというのは見ておりません。

以上でございます。ですから、速やかに当然そういった不服申し立てに対する審理でございますので、当然速やかに行わなければならないというふうに考えておりますが、いついつまでという規定は、私が見る限り今のところ、済みません、認識しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） 要するに、今ここに提案された議題は、改正に伴うものに限って

出された、今いったような本則の中にいろいろほかにも何条とあるんですが、そういう中にも規定されていない、もしくはそこを確認していない、どちらでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 審理を審理員が意見書をつくるわけなんですけども、それをいつまでにつくるのかという御質問ですよね。当然、そういった不服申し立てでございますので、速やかに対応しなければならないというふうに思っております。それをいついつまでにしなさいという法律の明記は、この中では今確認をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ないようですので、お諮りします。いいですか。ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第7. 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第4号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書16ページをお願いいたします。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が、平成28年4月1日から施行をされます。この法律の施行により、地方公務員法の規定中、第24条第6項が第24条第5項に条項ずれをいたします。この条項ずれをただすために地方公務員法第24条第6項という字句のある本町の条例を一括で一部改正するものでございます。

第1条は、（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）でございます。新旧対照表の12ページもあわせてごらんください。

第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第23号）の一部を次のように

改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条は、（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）であります。新旧対照表の13ページもあわせてごらんください。第2条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

次、第3条は、（職員の給与に関する条例の一部改正）であります。新旧対照表14ページもあわせてごらんください。第3条、職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明を受けましたが、今回は6項を5項に変えるという文言訂正だけでよろしいでしょうか。その他の部分の変更というのはないでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ございませぬ。以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

開会后、ちょうど1時間経ちました。11時になりましたので、5分間の休憩を行います。再開は、11時5分からです。

午前10時58分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

----- . ----- . -----

**日程第8. 議案第5号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第5号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。学校教育法等の一部を改正する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が、平成28年4月1日から施行されます。この法律の施行により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されます。学校の種類を規定している本町の条例に、学校の種類として新たに義務教育学校を加える必要があるため、関係する条例を一括で一部改正するものでございます。

第1条は、（吉富町暴力団排除条例の一部改正）でございます。新旧対照表15ページもあわせてごらんください。

第1条、吉富町暴力団排除条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「中学校」の次に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。第8条の規定は、青少年に対する暴力団排除の教育等のための措置に関する規定でございます。本町には、義務教育学校はございませんが、条文の整合性を図るため、「中学校」の次に「義務教育学校の中

等部に当たる義務教育学校（後期課程に限る。）」を加えるものでございます。

次、第2条は、（吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）でございます。新旧対照表16ページもあわせてごらんください。

第2条、吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。この第10条第3項は、放課後児童支援員の資格に関する規定であります。教諭となる資格を有する学校の種類に、新たに義務教育学校を加えるものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まず、初めて聞く名前なんで、まだ勉強しておりません、済みません。義務教育学校、これの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

先ほど説明いたしましたとおり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと義務教育学校の説明がありましたが、どのような学校が対象になるのかをまず1点。

もう一つ、第1条では、「義務教育学校（後期課程に限る。）」という文が入っております。しかし、第2条には入っておりません。ちょっとその辺の違いを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げたとおり、小学校から中学校までの義務教育課程を一貫して行う学校でございます。

次の質問は、暴力団排除については「後期」が入っているのはなぜかということでございます。そもそも、この暴力団排除条例で教育、暴力団に対する排除に対する教育を行うのは中学校を対象としておりますので、その中学校である後期課程、それを指定するために「後期課程」というものを入っております。

その次の放課後児童につきましては、そういった中学校という規定がございませんので、それ

をつけずにそのまま記載をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうでしょう。暴力団排除の授業というか、それが中学校しかないから、さっき言った小学校から中学校までの一貫した学校であれば後期課程だけしか要らないということなんでしょう。

先ほどの義務教育学校の説明、小学校から中学校まで一貫して行く学校ですという説明がありましたが、例を挙げてこの近辺でそういう学校というのがあるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今度新しく伊良原学園、そこが今度の小中一貫校になります。結局、小中連携とよくいうのと小中一貫の違いは、校長が1人ということでございます。そこがもう根本的に違うという、そういうふうに理解していただければと思います。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。

○議長（若山 征洋君） 賛成ですか。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、賛成です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、教育長言われましたように、小学校と中学校の連携が欠かれないという一方ではあります。その中に、小学校・中学校連携、一貫した学校ができたということは聞いております。ですから、この条例の中にそのような文言を入れなならんということではわかっていたんですが、それを追加するんだっっちゃうような説明をしていただければよかったと

思います。それで、今そういう意味で小学校・中学校、より緊密に連携する学校を規定したという事で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書20ページをお願いします。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）が、平成28年4月1日から施行されます。

この政令の改正により、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率が「0.86」から「0.88」に改正されます。議会の議員その他非常勤の職員についても、公務員と同様な取り扱いとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表18ページから21ページまでもあわせてごらんください。議会の議員その他非常勤の職員の公務員災害補償法等に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

第5条第1項の表の改正は、新旧対照表18ページの一番下でございます。ここに左欄、傷病

補償年金たる補償のうち中欄、障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）が併給される場合における調整率を右欄「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

同表第2項の表の改正は、同じく新旧対照表21ページの下から2番目でございます。休業補償の額は、左欄、障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）による年金たる給付が支給される場合には調整率を右欄、「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

附則、（施行期日）第1項、この条例は平成28年4月1日から施行する。第2項、（経過措置）この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決

されました。

日程第10. 議案第7号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第7号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書22ページをお願いいたします。特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

新旧対照表22ページから23ページにかけてもあわせてごらんください。

特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例47号）の一部を次のように改正する。

別表53の項中「137,700円」を「180,000円」に改め、同表中57の項を58の項とし、25の項から56の項までを1項ずつ繰り下げ、24の項の次に次のように加える。

25「産業医」、「Ⅱ」「180,000円」、まず、2つの改正です。別表53の項の改正は、埋蔵文化財発掘調査員の報酬金額を改正するものであります。所管が教務課になりますので、教務課長から御説明申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 変更の御説明をいたします。

資料ナンバー1の23ページの下から2番目もあわせて御参照ください。

平成26年度と平成27年度で終了いたします包蔵地図更新事業に係る嘱託職員としまして、専門の調査員を配置しておりますが、今後、文化財保護事務には、この包蔵地図整備に伴います埋蔵文化財の保護等に係る試掘の調査、それから未調査古墳等の調査、それから町内指定文化財の見通し、それから民族文化財の記録保存調査、学習教材や観光資源としての文化財の活用等々、今後極めて多岐にわたり高度な専門性を持った職員の確保が必要となってまいります。したがって、包蔵地図更新事業が終了した平成28年度以降につきましても、引き続き専門職員を配置することとしまして、業務内容が現在の包蔵地図更新という限定的な業務から文化財保護事務の全般にわたりまして極めて高い知識と技能を有する専門で多岐の業務に拡大することになりますので、その報酬につきましても現在の13万7,700円を見直しまして、本町で同様に専門的業務に当たられております主任介護支援専門員さん、それとか保健師さん、看護師さんの方々と同額の月額22万5,000円としまして、週4日という勤務条件からその5分の4に相当し

ます18万円を月額の報酬として御提案をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 次は、新たに産業医、年額18万円を加えるものでございます。労働安全衛生法の一部改正により、労働者が50人以上いる事業所は、毎年1回労働者に対して心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを実施することが義務づけられました。検査の結果、高ストレス者とされ面接の必要があると実施者が認めた者から面接指導の申し出があった場合は、産業医による面接指導を実施しなければなりません。このストレスチェック制度の導入を契機に本町の安全衛生について適正な運用をしていきたいと考えており、吉富町職員労働安全衛生規定に基づき、安全衛生委員会を月1回以上開催したいと思っております。また、この委員会には産業医の出席も必要となります。

その他にも、産業医の役割といたしましては、少なくとも月1回は職場を巡回するなどの職務を行うこととされております。

このように産業医として、本町の事業所に深くかかわってもらうために報酬を支給するものでございます。

算出根拠は、本町の3歳児健診等の業務委託の中で、医師分として1回、これ大体2時間から3時間程度なんですけど、1万5,000円を支給しております。その12カ月分として年間18万円といたしております。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、2つの改正とお聞きしました。

埋蔵文化財発掘調査員というのは、以前から安いんじゃないかと言っておりましたので、こちらのほうに関してはわかりました。

産業医に関しても、やる仕事の内容とか業務内容は今お聞きしたんですが、これはどのようなお医者さんがやられるんでしょうか。例えば何科の人とかあると思うんです。どういう方にお願いされる予定なんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のところ、町内の医師の方のどなたかにお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、先ほど聞いた町内でいいんですが、どのような専門性がある方をお願いする予定、まさか歯医者さんなのか眼科さんなのかいろいろあると思うんです。やっぱり何かそういうのがあると思うんですが、どのような方なんでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町内にある病院、内科とかがありますけども、そういった方になるんじゃないかなというふうに今考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、産業医という形なので、多分何らかの条件があると思うんです。その辺、法律上は特にそういう指定はないんでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 指定はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 近隣自治体との関係もあったんでしょう。先ほどの埋蔵文化財専門員、あれはよかったと理解しています。

先ほどの産業医のことで、説明の中に50人以上の事業所と説明がありました。その今の産業医さんは、申請があれば町内の50人以上の事業所に何かするとか、そういうことも可能なんじゃないでしょうか。役場だけなんじゃないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 50人以上というのは、ストレスチェックを実施する義務のある事業所が50人以上でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。それじゃあ、吉富役場に限ってっちゅうことになりますね。それから、月に1回以上、安全教育ですか、何かそういうものを立ち上げると聞きましたんですが、そこんところもう少し詳しくお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 吉富町職員労働安全衛生管理規程というものがございます。平成

3年に制定しております。この中で衛生委員会というものを月1回以上開催しなければならないという規定がございますので、実は今までしておりませんでした。ですけど、これを契機にしていきたいということでございます。例規集の1,120ページにございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点お聞きします。

埋蔵文化財発掘調査員の報酬の増額の件なんですけれど、今の説明によれば、今後専門性が問われるような仕事がたくさんあるのではというような理由だったと思うんですけど、そうなる仕事の内容によってこの報酬が変わるかのような印象を受けたんですけど、その辺はどうかということと、産業医の仕事の内容について、済みません、ちょっとはつきりわからなかったのが具体的にもう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 私のほうから埋蔵文化の関係でお答えをいたします。

仕事の内容が変わってもこの報酬につきましては、現状の金額でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、産業医の職務ですけども、ストレスチェックにつきましては、検査の結果、高ストレス者として認定され、その方が面接を希望された場合は産業医に面接指導を行っていただくというのが産業医としての一つの役割、ストレスチェックにつきましては、産業医のそのほかの役割としては、先ほど申し上げましたように月に1回は職場を巡回するなどの職務もございます。そして、さらに先ほど言った職員安全委員会、そういったものにも出席をしていただくという職務がございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 何科というのは特別指定がないということだったんですよね。それで、町内ドクターを想定しているという話だったんですけど、これは町内じゃないと駄目なんじゃないでしょうか。例えば、今の仕事の産業医の役割からいけば面接というのはとても重要じゃないかなと思うんです。そういった検査の結果、ピックアップされた人が面接したいということを希望してその面接っていうのは、やっぱり精神面にとっても精通した方が必要じゃないかなと思うんですけども、これは町内ドクターじゃないといけないというような規定があるんでしょうか。何かその辺のところでは先ほど内科医とおっしゃったんですけども、なぜ内科医なんだろうかなとい

うか、もう少しその辺のドクターを選定するときの方針なりをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申しあげましたように、深く町の事業所にかかわっていただくために、できれば町内の方にしていただいたほうが、より深くかかわっていただけるかなということで、今のところ内科医等を想定しておりますという回答をいたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第11. 議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第8号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表25ページもあわせてごらんください。

職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表（第6条関係）備考第3項中「なお、特急グリーン券は、片道600キロメートル以上の場合に600キロメートルまでの料金を支給する。」を「片道600キロメートル以上の場合には、グリーン料金を支給する。」に改める。本条例は、議会の議員、常勤の特別職、一般職、非常勤の各種委員等が公務により出張する際に支給する旅費について規定をしております。

現行では、広島以遠の出張については、新幹線特急料金を支給しています。そして、その旅行距離が600キロメートル超える場合には、グリーン料金を支給しております。ただし、旅行距離が600キロを超えても、600キロの料金しか支給しておりませんでした。この改正案では、

現行同様に600キロを超える場合にグリーン料金を支給します。しかし、支給額は乗車した旅行距離に相当する料金を支給するというものでございます。

附則、第1項（施行期日）、この条例は、平成28年4月1日から施行する。第2項、（経過措置）、改正後の職員等の旅費に関する条例は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明で600キロを超えても600キロまでしか出していないかったということなので、それはもう当たり前の話です。ですから、これについては常識の範囲内と私も思います。ただし、ちょっと1点お聞きしたいんですが、グリーン車の利用ということですが、これを例えば一般の企業で考えて、グリーン車というものに乗ることが普通あり得るものなのか、出張のときに。例えば、今ここにいらっしゃる皆さんがどこかに行かれる、600キロ超えるということは多分、名古屋より向こうだと思んですが、そのときに普通に行かれる場合にグリーン車を使われるという方がいらっしゃるでしょうか。ちょっとその辺、このグリーン車というものがどうなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現行でも一応、グリーン車の使用を認めております。その認めているのを引き続き認めるということで、距離は旅行した距離分を支給するというところでございます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 中身はちょっと違うかもしれませんが、じゃあ現在はグリーン車と普通の特急料金っちゅうんですか、差があるんだろうと思うんですが、グリーン車の支給をしているということですか。実際にグリーン車の支払いはされているということですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現条例に定めているとおりでございます。

グリーン料金を支給しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の

規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回のことで、ちょっとグリーン車を使用することについて、住民の皆さんに何人か、数人の方に聞いてみましたが、やっぱり庶民感覚としては納得できないというような、皆さんお返事でした。それで、庶民感覚から仕事にグリーン車を使うことは、住民の納得は得られないというふうに思います。現行でもグリーン車を使っているということで、ここには非常な問題を感じております。そういう理由で今回の改正案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の意見に同じです。現実でもグリーン車を支給しているということをお聞きしましたので、例えば町にとって大切な大切な方を同行しながら職員が行くということで、そういう方をグリーン車に乗せるということはある得たんでしょう。しかしながら、現実、今の社会情勢を見ますとグリーン車使用というのはいかかなものかなと思いますので、改正は反対です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論は。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の条例改正は、先ほども言いましたように超えた部分に関して出すという、その根本的な部分に関しては私も大賛成であります。このグリーン車のことにつきましては、もとにある条例に書いていることですから今回の議案とは違う内容だとはっきりわかっております。わかっておりますが、やはりグリーン車の使用というものの自体が、今、この御時世どうなのかというふうにちょっと私もまだ疑問がありますので、今回賛成しかねます。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。御異議がありますので、起立により採決いたします。

す。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立少数であります。よって、議案第8号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、否決されました。

---

### 日程第12. 議案第9号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第9号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長、説明。

○税務課長（峯本 安昭君） では、議案書25ページをお願いいたします。

吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明をいたします。

26ページをお願いします。まず、改正の趣旨としまして、平成26年度の税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の納税猶予の見直しが行われました。これを受けまして、地方税の納税猶予制度においても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度の税制改正において、平成28年4月1日施行で地方税が改正をされました。

この地方税の改正につきましては、納税者の申請による換価の猶予制度が創設される、つまり従来の職権型の徴収猶予に加えまして、申請型の換価の猶予が併設されました。この改正に伴いまして、納税の猶予を含む町税の猶予制度に関する徴収手続の具体化が図られております。地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に関する担保の取り組み基準など一定の事項については、各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、吉富町税条例にこの規定の追加をするものです。

簡単に改正の概要としましては、担保の取り扱い基準など幾つかの事項が町の条例に委任されていますが、本町においても条例を定めるに当たり、国税の基準に準拠した規定としております。幾つかの規定につきましては、1つとしまして、納税猶予及び換価の猶予に関する分納納付の方法とか、2つ目といたしましては、申請による換価の猶予に関する申請の期限とか、3つ目としましては、徴収猶予及び申請による換価の猶予に関する申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の提出期限ということになります。

それでは、内容の説明をいたします。26ページ中、第8条では、徴収猶予延長の納付方法を記載しております。同第2項では、徴収猶予と延長の納付計画について記載をしております。同第3項では、徴収猶予と延長の計画変更について記載をしております。同第4項では、徴収猶予と延長の通知の記載をしております。同第5項では、徴収猶予と延長の変更通知の記載をしていま

す。

27ページに移りまして、第9条では、徴収猶予の記載例を記載しております。同第2項では、徴収猶予の添付書類を記載をしております。同第3項では、賦課遅延の記載事項を記載しております。

28ページに移りまして、第4項では賦課の遅延、納付の添付書類等を記載しております。第5項では、延長の記載事項でございます。第6項では、納付書類の省略の分があります。第7項では不備書類の提出期限等がそれぞれ記載をしております。

第11条は、職権による換価の猶予方法。同第2項では、職権による換価の猶予の計画、計画変更通知の準用でございます。同第3項では、職権による換価の猶予の書類の提出等をそれぞれ記載をしております。

第12条では、申請による換価の猶予の期限でございます。同第3項では、申請による換価の猶予の計画、計画変更、通知の準用をしております。第4項では、申請による換価の猶予の申請書記載事項でございます。第5項では、申請による換価の猶予の添付書類。同第6項では、換価の猶予の延長申請記載事項、同第7項では申請による換価の猶予の不備書類提出期限等がそれぞれ記載されております。

第13条では、担保の徴収について記載をしております。

資料ナンバー1の新旧対照表の27ページをごらんください。

吉富町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をそこにつけております。先ほど、概要で追記という表現を使いましたが、追記ですので、改正前についてはほとんど記載がございません。改正後に記載がずらっとあるような形になっております。

それでは、議案書に戻ります。

議案書29ページをお願いいたします。

附則、（施行期日）、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置としましては、第2条関係で30ページにかけて記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第13. 議案第10号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第10号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） それでは、議案10号、ページ、31ページをごらん願います。

吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この件について、御説明申し上げます。本条例につきましては、児童福祉法第34条の16、第1項でございます。厚労省の省令で定める基準であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を引用しているため、その基準の一部の改正が行われたため、これに従い町条例を改正する必要が生じたための改正でございます。

次のページをごらん願います。

第29条第7号イからでございますが、この分は避難用施設基準の分でございます。そこに「付室」という言葉が出ております。煙を避難階段室まで侵入させたいために設けられた避難階段室の前室でございます。

それと次に、資料1の33ページで説明させていただきます。33、34、35です。35の中ほどで下線を引いておところが改正場所でございます。先ほど御説明しました「付室」ということが入っております。

それと次に、39ページ、この分も同様でございます。

次が、40ページでございます。

その小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育所事業の職員の配置に係る特例でございます。保育所配置基準により算出した保育士数が2人以上になる場合、保育士1人以上とすることができる。ただし、保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を配置しなければならないということで、以前は2人以上ということになりましたが、同等の知識の方でもよろしいということです。

次に、幼稚園教諭若しくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有するものを保育士としてみなすことができる。8時間を超えて開所する保育事業所の必要保育士数は、利用定員の総数に応じて算出した保育士数の数を超えるときはその差し引きを得た範囲内で保育士と同等の知識

と経験を有すると町長が認める者を保育士としてみなすことができるということです。先ほどの2つの規定を適用すると、保育士数を保育士数の3分の2以上置かなければならないということでございます。

次に、33ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第29条第7号イ及び第44条第8号イの表の改正規定は、平成28年6月1日から施行するということです。

以上、審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2点ほどお聞きいたします。

先ほど、これは法改正によるものというふうな説明があったと思うんですが、町独自の部分の改正はないかがまず1点と、先ほど「付室」ということの説明がありましたが、煙が入らないためのような部屋みたいな説明だったんですが、もう少し詳しく、もしくは町の今現在の施設の中でこういう部屋をいうんですという、何かちょっと例がありましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この改正は、先ほど申したとおり厚生省令の基準であります基準を引用しているもので、町独自の改正ではございません。

そして、付室について、この分は数階建て、そういうものを想定しているようでございまして、エレベーターの前にもう一つの扉があるような部屋とか、非常階段は直接外に出られんごとなっていると思うんです。その前に1個扉があって、付室があって、そして外に出られるつちゅうような、そういう説明でよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、今の付室のところなんですけれども、現行では外気に向かって開くことができる窓、もしくは排煙設備がないとだめってなっているんですけれども、この付室は現行で規定されていた効果とういうか、火災なんかに当たって、同じものが付室に効果があるものなんでしょうか。

それが1点とあと先ほど言われた対照表の41ページの6と7にある町長が6の号で保育士として認めるということ。7号で言われている幾つかの資格を持った方、小学校教諭とか養護教諭とか、これ同じなんでしょうか。それとも6のほうは7でいわれている資格がなくても町長が認めさえすれば、それは保育士というふうになってしまうんでしょうか。

それからもう1つ、ほかの保育事業所で例えば認定こども園などにおいても、この同様のことがいわれていることがあるんでしょうか。例えば、今回は小規模保育所なんですけれども、小規

模保育所に限ってのことなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほど申しました付室でございますが、高層階、これでいいです4階とかそういうふうになって、4階以上の階の避難用というふうになっております。

付室については、先ほど申したとおり避難階段室まで進入させないため設けられている避難階段室の前室となっておりますので一気に煙が充満しないという、そういう部屋だと思います。

そして、6、7でございますが、6の場合は保育士と同等の知識、経験を有すると町長が認めるものということで、これは町長が認めるものでございまして、7号の分は、これはもうそういう資格を持っている人は保育士としてみなすことができるということでございます。

そして、今のとこの改正でございますが、あくまでも小規模保育所のみと聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今回の課長の付室の件、重層階の場合の話だと、町内にはそういうのはないんだっちゃんようなことのようにですが、火災の場合、ガラスを割ったりとか窓を開けますとエアが入ってどっとバックファイヤ、そういうことが起こるわけです。ですから、そういう外に出なくてはならないので、避難しなくちゃならない場合に開けるとかえって煙が、有毒ガスが追いかけてくるわけです。そういうためのものだろうと思うんですが、その認識、私のほうが間違っていますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 付室の説明ですが、確かに議員さんがおっしゃるとおり、煙等が一気に廊下等に侵入しない、もしくは手前でちょっと煙を寸断するっちゃんか、その間に何か避難できるという、そういうことだと思っております。これも建築基準法施行基準を引用しておりますので、そういう詳細については存じあげませんが、付室とはどういうものかということで調べたら、そういうドアの手前にもう1個ドアがある部屋ということだそうです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 付室についてなんですけど、現行と改正案を読むと、要するに今もそのバルコニーまたは付室になっているんです。現行では、その付室については窓かもしくは排煙設備が必要である。でも、今回の改正案の付室は窓も要らないし、排煙設備も要らない、そういう感じだと思うんですけど、それでいいですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

付室は、先ほど申しました避難階段等まで侵入させない部屋ということでございまして、そういう換気等はそれは必要だと思います。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。ちょっと、岸本議員、もう12時過ぎましたんで、昼1番にまたお願いします。

中断します。そして、13時10分から……。

○議員（8番 岸本加代子君） もう3回目です……。

○議長（若山 征洋君） いやいや、昼からお願いします。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○議長（若山 征洋君） せっかくですから昼1番に。お互いによく調べとって。

暫時休憩いたします。13時10分から再開いたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 改正前と改正後とを比べたときに、改正前ではこの付室について、外気に向かって開くことのできる窓、もしくは排煙設備というふうに具体的に明記することによって確保された効果が、改正案ではそうした文言をなくしていますけれども、括弧の中に但し書きがあるんですけれども、まとめていけば同じような効果が改正案の中にも含まれているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

建築基準法施行令の改正に伴う、避難用設備の構造要件が改正されたものでございまして、その分を見ると、階段室または付室の構造が通常の火災時に生じる煙が付室に通じて階段室に流入することを有効に防止するもの、そういう構造方法の改正に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第14. 議案11号 吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第11号でございます。吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

ページ、35ページをごらんください。

敬老金の対象者が、「老人」から「高齢者」へ、また「9月15日現在で満80歳以上の者」から「翌年4月1日現在、満80歳以上」に改正することで、対象の幅を広げ、高齢者に対する敬老の意を表し、福祉の増進を図るためと受給資格の喪失、支給日に関する規定を整備し、事務の円滑化を図るための改正でございます。

資料ナンバー1の43ページから44ページをごらん願います。

下線の分が変更の箇所でございます。

第1条では、現行、「老人」となっておりますが、これを「高齢者」ということです。

第2条に（受給資格及び敬老金の額）ということで、敬老金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「受給者」という。）ということで、5,000円を支給するということです。現行、9月15日現在ということで支給させていただいておりますが、それを翌年4月1日現在で80歳以上となる者に支給ということでございます。

そして、次の受給資格の喪失でございますが、この分につきまして、現行ではうたわれておりません。

第3条、受給者が、次の号いずれかに該当する場合は、受給資格を失う。1号、敬老金を受領しないまま死亡したとき。2号、その他町長が適当ではないと認めたとき。

支給日でございます。敬老金は9月30日まで支給するというところでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行するというところでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、いろいろ説明を受けました。ちょっとわかりにくかったんで1点お聞きしたいんですが、今までは9月15日現在であったものが、翌年の4月1日までという説明ということは、この時点で9月15日から4月1日までの間の79歳の方でもいい、いわゆる数えで払うようになるということですのでよろしいのでしょうか。お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

その年度に80歳になる方ということで、そのとおりだと思います。

○議長（若山 征洋君） ほかに。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 受給資格の喪失ということで、2番目の町長が適当でないとき、どういふ方が対象になる、どういふことを。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この趣旨は、敬老の意を表しということでございますので、そういう方を実態としてはないと思うんですが、不正に受得をされるために不正利得、そういうことを想定しておりますが、こういう条例をつくっておるときにいろんな行政に問い合わせたところ、そういう事例はないそうでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、お聞きしながらわからなかったんですけど、例えば、禁固刑を受けた方とか何かそういうふうなことではないわけですね。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現在、そういう方の該当者はございませんが、やはり吉富町民がその方に敬意を表しながらお祝いするということですから、敬意に該当するかしないかということでございます。そういう禁固刑の方、収監されているかどうかということは想定はしていませんが、先ほど申したとおり敬意を表する高齢者であるということが一番だと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 現行第3条、改正案4条の支給日が9月30日までに変更になったのは、国民の祝日に指定しているわけで、この日にちを末に変えたのは何か意味があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現行、9月15日は高齢者の方に敬老金をいただいておりますということで、早めにそういう準備をさせていただいておりました。実際、9月15日以前に支

給をしていたわけですが、やはり条例上できちっと整備をして9月30日までとなっておりますが、従来どおり敬老会の日まではお手元に届くようにするためでございます、9月30日がどういうことかといえ、9月中がそういう敬老を祝う月間ということで御認識をよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第15. 議案第12号 吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第12号吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（上西 裕君） 吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

ページ、37ページをごらん願います。

高齢者と重度障害者の介護に対し介護手当を支給するため、条例の題目と介護を受けるものの定義を自体に則し表現を改めるものでございます。

また、現行、認定要件が介護の高齢者の場合、介護保険サービスの利用度により支給額を制限しているため、高齢者と重度障害者の介護者間の不公平感が生じております。この規定を削除し、在宅介護の推進と介護者に対し、労をねぎらい、あわせて福祉の増進を図るための改正でございます。

新旧対照表45ページをごらん願います。

1番上の題目でございますが、吉富町介護手当支給条例ということに改正でございます。改正のところ、下に線が引いております。この分で先ほど説明したとおり、在宅ねたきり老人という表現から被介護者を在宅において長期間にわたり常時介護しているということの変更でございます。

定義としまして、第2条、「ねたきり老人等の」を「被介護者」と改正いたします。

次に、2項でございます。「ねたきり老人等」を「被介護者」ということになります。

手当の支給でございます。「第2条」を「前条第2項」ということの改正でございます。

そして、先ほど申したとおり、介護サービスによる利用度で支給を制限しておりますので、それを削除して障害者の方の支給にあわせております。被介護者1人につき、次のように定めるところでございます。

(1) 在宅介護日数が1か月につき24日以上である場合は、月額20,000円。2号、在宅介護日数が1か月につき16日から23日までの場合は、月額10,000円。3号、在宅介護日数が1か月につき16日未満の場合は、支給しない。ということでございます。

次に、受給資格の消滅でございますが、「在宅ねたきり老人等」を「被介護者」に改正をしております。

次の7条の1号から5号ですが、「在宅ねたきり老人等」を「被介護者」でございます。という表現にさせていただいております。

次に、附則でございますが、施行期日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行する。経過措置とし、改正後の条例第3条の規定は、平成28年4月支給分の介護手当の額から適用し、平成28年3月支給分の介護手当の額については、なお従前の例による。ということです。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ、いろんなケース考えてみたんですけど、16日以上介護していて、50%以下の介護サービスを受けている場合は現行では2万円、しかし、これ改正になると1万円に減額になる、このケースはなと思います。

しかし、ここについてはこれはサービスの低下になるんですけども、今回の改正によって介護手当を受ける人というのは多くなりますか、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。今まで介護保険を限度額ぎりぎりまで使われている方が町内数名いらっしゃいます。その方が今度新しく該当することになると思いますので、今までより一層、介護されている方のそういう面で非常にプラスになると思います。以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 資料のほうの改正案のほうの施行期日の記述が平成12年になっ

てますが、28年に訂正したほうがいいと思いますが。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 大変申しわけございません。施行期日でございますが、この……。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この附則の施行期日でございますが、こうゆう表示で適切と思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私も、金額自体は実際これは安いと思うんです。ほんとは家庭で見られる方が大変なんで、もっと支給してやったほうがいいと、私は思いますので、この幅が広がるということで、これは大変にいいことだと、私も思います。ただ、1点その定義について教えてください。

今まで、ねたきり老人という表記を、今回、被介護者というふうに名前を変えて、幅広く支給できるようにするという説明だったんですが、これは自己申告でも大丈夫なんでしょうか。もしくは医師の診断か所見、もしくは吉富町のケアマネ、もしくは民間のケアマネ、何かそういう方のあれがなければ、この被介護者として認められないのか。それとも、介護保険とか何かの適用、何かそういうのがあるんでしょうか。その1点を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 介護手当の寝たきりの高齢者の分でございますが、介護保険で要介護認定の結果が要介護3から5で、在宅において6カ月以上寝たきりの状態にある方でございます。

そして、障害者の場合は、障害者1、2級をお持ちで、同様の6カ月以上寝たきりの方の介護している方でございますが、この申請でございますが、ほとんどケアマネ等から上がってきております。そして、中には障害者の方は、家族の方が直接介護している方が、直接申請にみえられます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第16、議案第13号 吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長、説明。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

議案書の38ページ、議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

現行条例は期限つきであり、この平成27年度末までに住宅を取得した方に限り、奨励金を交付することになっていますが、定住化を促進するに当たりまして、大変効果を上げておりますので、引き続き、奨励金の交付を継続するため、条例の期限をさらに5年間延長するとともに、交付対象範囲を拡大できるよう条例の一部改正を行うものでございます。

お手元の資料ナンバー1の新旧対照表48、49ページも合わせて御参照ください。傍線箇所が今回の改正部分でございます。

第2条、定義についてでございます。現行では、建てかえを除き、全く自己の所有の住宅を有しないものが、自己の居住の要に供するため住宅を取得した場合を対象としています。そこで、町外に既に住宅を有するものが、この吉富町に定住するために町内で住宅を取得しようとした場合も、奨励金の交付対象にするというものであります。「町内に」の文言を加えることによりまして、町外との区別を明確にしておるものでございます。

次に、第3条、奨励措置の対象者についてでございます。第1項第2号の文言の改正です。税などの滞納確認をする際、町外からの転入者の場合は、転入前の市町村の証明を必要としていますが、それに加えまして本町での滞納の確認も必要でありますので、そういう意味で「も」に改正しているものでございます。

次は、第4条、（奨励金の額）についてでございます。現行の第1項の条文について、共有名

義に対する交付対象を拡大させるために、条立ての改正を行っておるものでございます。現行では、共有者全員が当該住宅に居住する場合に限り、奨励金の交付対象としていますが、資金面の都合などやむを得ず同居外の方との共有名義とする場合もありますため、共有者全員が当該家屋に居住していない場合においても、当該家屋に居住する方の名義分については、新たに交付対象としまして、その持ち分割合に応じた固定資産税相当額を交付しようとするものでございます。

さらに、第8条を第9条としまして、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えます。第5条、（奨励金の交付期間）についてでございます。これは、現行の第4条のただし書きの部分、別の独立した条としたものでございます。

次に、附則についてでございます。現行の附則第1項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改めます。次に、同じく現行の附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成37年3月31日」に改めます。

さらに今回の附則の部分ですが、議案書39ページをごらんください。第1条、（施行期日）についてです。この条例は、平成28年4月1日から施行します。

第2条、（経過措置）についてです。この条例による改正後の規定は、平成28年4月1日以降に住宅を取得したものから適用し、同日前に住宅を取得したものに対する奨励金は、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明は終わりました。これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、課長からるる説明がありました。

ちょっと1点お聞きしたいんですが、第2条で1項、2項、3項で、「町内に」という言葉を入れるというふうな説明でした。もちろん、この吉富町の方にお金を支払うということが前提ですから、そういうことを入れるのは大変当たり前のような気もするんですが、定住化という形で見るとこれでいいのかもしれません、人口増が前面での定住化だと思うんです。

よそから入って来てくれる人をふやさないといけないと考えた時に、この文言を入れることが果たしてどうなのか、ちょっと私には理解がまだ、今、できてないんで、その辺のことを1点と、あと今までこのような対象の方があったから、今回、改正なんですか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

第2条中のところに、「町内に」というような文言を、今回、加えてるわけなんです、これにつきましては、今までは全く自分の所有する建物と思ってなかった方が、吉富町で住宅を取得

する時に交付の対象としたわけなんです、議員さんおっしゃられたように、吉富町としては、これから人口増を目指しておりますので、よその市町村で、既に自己所有の建物等を持っておられる方が、吉富町に定住をしようということに来ていただく時に、今までは、ほかに持ってた方は対象にならなかったのが、ほかの市町村にあっても吉富町に来ていただいて、そこで吉富町で取得するんであれば対象にしますよということで、町外の方に門戸を広げた条例改正になってるわけでございます。

それともう1点。こういった問い合わせはあったのかということなんです、年に数件、そういったことで町外に自分の建物は持ってるんだが吉富町に、という例の問い合わせが何件かございまして、今の条例では、それはちょっと対象にはなりませんというふうにお断りした例もございまして、ということで、今回、門戸を広げたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第17. 議案第14号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ、3ページ、4ページ。歳出、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、第2表、繰越明許費。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表、繰越明許費ですが、この6件の説明と繰り越す理由についてをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは、まず、2款総務費1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策整備事業4,287万6,000円の説明をいたします。

平成27年6月の日本年金機構の情報漏えい事件をきっかけとして、国や地方公共団体は、情

報セキュリティ対策の抜本的強化が求められております。この整備事業は、国が補助金を交付して、全国で統一的な情報セキュリティを構築しようとするものであります。

本年1月20日に成立した国の平成27年度補正予算に計上された補助金でありますので、本町においても平成27年度補正予算に計上し、翌年度に繰越明許をお願いするものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 3款1項社会福祉費、年金生活者支援臨時福祉給付金事業でございます。3,284万1,000円は、国の27年度の補正に伴うものでございまして、事業自体繰り越しをさしていただきましてする分でございます。非課税世帯の方1人当たり3万円の給付金となっております。

次に、3款民生費2項児童福祉費、保育料電算システム改修事業でございます。この分も国の27年度の補正の対応でございます。多子世帯の保育料負担減に伴う電算システムの改修でございます。

3款民生費2項児童福祉費、放課後児童健全育成事業でございます。この分も先ほどと同様でございます。放課後児童クラブの事務室にパソコンを購入するものでございまして、この分が20万円の繰り越しとなります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 8款土木費1項土木管理費、町道改良事業費376万円、並びに8款土木費2項道路橋梁費、同じく町道改良事業費の972万7,000円につきましては、一括して御説明させていただきます。

現在、町道の拡幅に合わせ、幸子屋敷1号線拡幅工事及び土屋居屋敷線及び石倉岩本線の改良工事につきましては、測量、現地立会、分筆図等の作成を発注して、年度内に終了する予定ではありますが、地権者との交渉、また、代替地の交渉、その他建造物の移転交渉や用地買収費によりましては、税務署との事前協議が必要となります。そういった交渉につきましては、事務を円滑に進めるために時間をかけて交渉に望みたいというふうに考えております。

よって、今回、別紙のとおり用地買収費及び分筆登記手数料について明許繰越とさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 9ページ、第3表、債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この変更、築上東部乗合タクシー運行事業と役場庁舎外公共施設警備委託料、この変更の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

築上東部乗合タクシー運行事業でございます。債務負担行為の変更、9月議会におきまして御議決をいただいた築上東部乗合タクシー運行事業の債務負担行為の変更でございます。

変更前、変更後を記載しております。期間は変更ありません。限度額が1,511万円から1,401万9,000円と109万1,000円減額しております。委託業者の入札による執行残でございます。

それから、引き続きまして、役場庁舎外公共施設警備委託料です。これは12月議会に債務負担行為をいただいたものでございます。期間の変更はございません。限度額が、6,983万8,000円から2,406万4,000円と4,577万4,000円減額しております。これにつきましても、委託業者の入札による残でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まず、1つずついきましょうね。

築上東部乗合タクシー運行事業ですが、これは入札の執行残というふうな説明をお聞きしました。この入札に関しての指名業者はどのような業者さんで、県内だけなのか、どのぐらいの幅でどういう業者さんなのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 豊前市、吉富町、中津市のタクシー運行業者7社を指名をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次、役場庁舎のほうですね。こちらは、先日、一括で警備保障するというので、補正予算のときにお聞きしたんですが、これ執行残、金額を見ると余りにも大きいんですが、これ大丈夫なんですかね。ちょっと心配になるんですけど。

今までの警備と委託する内容が何か大きく変わったか何かあるんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 委託内容は変更ございません。

以上です。

○議員（2番 山本 定生君） 大丈夫かどうかの答弁はない。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 入札の結果、今までの委託料とほぼ変わりはありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、第4表、地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この追加と変更についての説明と補助率です。こちらについてお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

まず、追加です。一般補助施設整備等事業債550万円でございます。これは、地方公共団体情報セキュリティ強化対策整備事業にかかる起債でございまして、事業費1,100万円の事業費のうち2分の1、555万円を補助金、あと残りの550万円、端数を調整しての550万円になるんですが、を本起債で賄うものでございます。これにつきましては、元利償還金の50%が基準財政需要額に算入されるようになってございます。

次に、変更です。公営住宅建設事業債です。金額、上限としては6,810万円だったものを890万円減額いたしまして、5,920万円とするものでございます。これは、町営住宅山王団地第3工区建設等にかかる起債でございまして、最終的な事業費の見込みがおおむね判明しましたことから、事業費の見込みに合わせまして減額補正をするものでございます。この元利償還金につきましては交付税措置はございません。

最後に、全国防災事業債ですが、限度額2,900万円でしたが、330万円を減額いたしまして、2,570万円とするものでございます。これは小学校の非構造部材耐震改修事業にかかる起債でございます。最終的な事業費が確定しましたので、その事業費に合わせて減額補正をするものでございます。元利償還金につきましては、その80%が後年度の基準財政需要額に算入されるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この今、追加と変更をお聞きしました。大体わかったんですが、この公営住宅債については補助がないということなんで、これ事業費ベースでどれぐらいの割合になるんでしょうか。その算定の方法を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 公営住宅の建設事業債ですが、これにつきましては、事業費ベースと言いますのは、その起債の償還のことですかね。（発言する者あり）

この公営住宅の建設事業債につきましては、交付金の交付対象事業費のうち、交付金額を除いた部分全てが起債の対象となっております。その100%が充当できるようになっているもので

ございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、11ページ、事項別明細書総括歳入。同じく12ページ、同じく総括歳出。

次に、13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。13ページ、歳入。まず、根本のどこ行きます。町税、今回、町民税、法人税、あと固定資産税という2つが予算化されております。この予算化する理由と説明ですね。こちらについてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、町税のうち法人町民税ですが、収入見込みによる予算計上を補正予算でしております。それから固定資産税についても、同じように収入見込みによるところで5,000万円を予算計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいの。答弁してないよ。聞かれたことに……。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

年度当初の段階では、税務課のほうから見通しの資料等はいただきまして、年間の見込額を把握はしておりますが、歳入の全体を組む時にその他の財源とのバランス等を考慮した額を、まず、予算計上いたしまして、その残りにつきましては、留保財源というような形で確保しておきまして、補正の財源としてそのときに使うというようなことをごさいます、何を財源として計上していくかにつきましては、財政部局のひとつのテクニックだと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ、15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国庫支出金ですが、この年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金というのがございます。この補助金の対象内容と補助率の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金3,000万円でございますが、これは1人当たり3万円掛けの1,000人分を想定しておりまして、27年度給付金の該当者の中で、28年度中に65歳になられる方に1人3万円ずつということで、補助率として事務費、事業費合わせて10分の10が国の補助金となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 16ページ、17ページ、いいですか。18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15款財産収入、財産運用収入です。こちらで利子とかいろいろ出ているわけですが、この基金の運用というのは、吉富町の場合どのような形で行っているのか。株式など投機的な運用とかは行わないのでしょうか。もしくは法律上できないのでしょうか。その辺を聞かせてください。

○議長（若山 征洋君） 会計管理者。

○会計管理者（田中 修君） お答えします。

基金につきましては、それぞれ基金条例でも規定されてますように、金融機関への預金により、現在は保管しております。その手法としましては、条例にも規定されてますように、「その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と規定されてはありますが、現在では金融機関への預金により保管をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

○議員（2番 山本 定生君） できないのかどうかという説明はどうですかね。

○議長（若山 征洋君） 会計管理者。

○会計管理者（田中 修君） お答えします。

それぞれの基金の条例によりまして、基金に属する基金は、「必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」という規定もされておりますので、基金によってはそういう運用も可能であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。19ページ。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 16款の寄附金のところで、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金が34万2,000円の補正が上がってます。まず、町長が、先の議会で、以前私が聞いた時に、余り物もらいたくないと言ってたのが、これからは吉富応援団をつくる一環としてこのことも取り組んで行くとあって言われて、まだ全然取り組んでない段階での34万2,000円が上がってるんですけど、この詳細というか、何件ありましたでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附金なんですけど、この平成27年度現在ですが、4名の方から9件の寄附ということでの合計で上がっている金額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 同じく19ページ、ありませんか。20ページまで。

歳入全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入歳出全般でもよかったんですが、この補正予算、これは決算に向けての調整という形だと思うんです。ということは、大体おおまかな、もう既に決算の見越し額といわれるものが出ているかと思うんですが、今期の繰越見込額は、今回の予算上どういう形で見込んでいるんでしょうか、わかればお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

一言で言いますと、現時点ではわかりませんと言うしかございません。と言いますのは、まさに、今、第7号の補正予算を御審議いただいておりますけど、今回の補正につきましても、年度末を見通したところで、歳入においては確実に入ってくるであろうという額、歳出についてはこれは確実に不要と思われる額を精査したところの段階に過ぎず、まだこれから年度末、それから出納閉鎖の時期まで収支ということは続くわけですので、何とも言えないということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 15ページの国庫負担金ですか。その部分の保険基盤安定負担金（保険者支援分）というのが出てるんですけど、ほんとによくわからないので聞くんですけども、2015年、だから平成27年度から保険者支援制度が拡充されて、低所得者の数に応じて、国が支援金を支払っているっていうふう聞いてるんですけども、それが一般会計に入って、それから国保会計に流れるのか。それとも国保会計にそのまま入るのかよくわからなくて、どこに反映されるのかわからないんです。

それで、もしかこのことが関係あるとすれば、平成27年度に吉富町に入ってきた、その支援金というのは幾らあるのか報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩をいたします。

午後2時07分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。健康福祉課長、答弁。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この分につきましては、現計予算が594万8,000円で、2,000円の増額補正で595万円となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そのお金が27年度に入ってきて、それどのように使われたかということですね。確か、これは保険料の伸びの抑制等に使うということで交付されているというか、出されているお金だと思うんですけども、それはどのように使われてるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

歳出の分で、繰出金といたしまして3款民生費1項社会福祉費社会福祉総務費でございます。その25ページの繰出金のところで、国保特別会計繰出金保険基盤安定保険者支援金として3,000円で繰出金をいたします。この分につきましては、県の4分の1ですね。この分と合わせてするものでございまして、2つ合わせて900万円ほど27年度は繰り出しております。

そして、これを何に使っているのかと言いますと、国保特会の中で使っておりますので、いろんな医療費とか、保険に加入している方のために使っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。歳出、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 25ページ、歳出。民生費社会福祉費、介護予防・日常生活支援総合事業委託料、この総合事業委託料の減額がありますが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

当初、介護保険法の改正に伴い、27年度新規事業としてミニデイサービスを、午前中とか午後からという、そういうデイサービスを予定しておりましたが、そういう事業をする事業所が見つからなかったことということで、皆様方、通常のデイサービスを御利用なさっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 確か、新規ということで、昨年3項目、4項目かな、上がったと思うんです。そのうちの1項目が、結局、委託先がなかったというふうに、せっかくの新規事業、これできなかったの残念だと思うんですが、これによって何か弊害とかなかったんですか。それとも、例えば受け入れる対象だった方が、結局、受け入れなかったとか、何かそういうことはないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

現在、デイサービスに行かれる方で、いろんな意向を聞いたところ、やっぱり朝から夕方までデイサービスに行ったほうが、自分のためにいいということで、かえてそういう事業者がなかったほうがよかったかもしれませんが、いろんな介護保険の財政的なあれに関しましては、半日でもいい人の、そういう半日でもこの方はいいということ。そういう振り分けというのが、今後必要となりますので、なかなかミニデイサービスも難しい問題がありまして、吉富町はもう従来からデイサービス事業は介護保険が始まった時点から、町独自でもやっております関係上、利用者はそちらを希望するのが多いでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明は問題かと思うんです。これ確か新規事業として始めたんです。ということは、そういう実態調査とか何もせずに、ただ思いつきでやったという話なんですか。

それを全額出しておいて、全額落とす。いいんですかこんなので、予算は。予算ってそんな簡単なものですかね。思いつきで予算を上げました。はい、できませんでした。要りません。こんなのでいいんですか。何か、今の説明だとそういうふう聞こえるんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私の説明不足かもしれませんが、今の国の流れとして、1日のデイサービス、もしくは半日、こういうミニデイを推進しておる次第でございまして、確かに、議員さんがおっしゃるとおり、自分たちのそういう計画性がないのではないかというような御質問ですが、これにおいても国が推進しているものは、率先して自分たちも推進するという意味で、新規事業として立ち上げております。

中には、1日行くのもきつい方も実際はおるそうなんです、大方の方が1日行ったほうがいいということで。また、対事業所がございまして、そういう事業所があれば、また、検討をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 26ページ、27ページ、28ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 母子衛生費の扶助費で不妊治療費用扶助費、これ増額になっておりますが、これは何件分でしょうかと評判、これどうでしょうかね、今、吉富町の場合。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この不妊治療にいたしまして、申請回数7件申請がありまして、対象者として3人の方です。補正の理由ですが、今後申請される方のそういう問い合わせとか相談がございましたので、予算がなくならないように手当てをしております。

効果について、おめでたいことに、これによって出生されている方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 29ページ、30ページ、31ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 31ページ、住宅建設費で別府団地の減額、委託料の減額が入っておりますが、こちらは、もう設計、もう終わったということでしょうから、こちらについて設計上の総額と坪単価がわかりましたら説明願います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

一応、設計は上がってきておりますが、設計士のほうに再度コストダウンできないかということで、今、そういう協議をしておるところでございます。

前々回ですか、御説明したとおり10億円以内の事業費にはなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 32ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 英会話ふれあい事業費、英語短期研修参加助成金ですが、こちらが減額が入っておりますが、この減額の理由とこれを利用した方が、今回、何名ぐらいいらっしゃったのか、どういう内容だったのかを説明ください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

補正前の予算額が30万円で、16万8,000円を減額したわけですが、これは、小学4年生、5年生、6年生の合計44名の参加ということで、金額が1人当たりの金額と計算しましての13万2,000円の見込みとなりますので、その分の不用額を落としたわけでございます。

内容としましては、1日目は4年生以下で日帰り、2日目は5、6年生ということで、同じように日帰りで行ってございます。子供たちが、この研修の間英語づけになるというようなことで、国内にしながら英語に触れ合う、そういった機会ということで取り組んでる事業でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 33ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5項保健体育費で体育施設費プール監視業務委託料というの減額

が入っているんですが、今期の委託先の評判、こちらについてはどうだったでしょうか。トラブルなどはなかったのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えします。

トラブルが1件ほどございました。監視員さんが、何か子供をちょっと押したみたいな感じでトラブルがあったんですが、その保護者をお呼びしまして事情を説明して、納得はしてもらっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その他はおおむね問題はなかったということでよろしいんですね。その評判はどうかなというのがあった。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） そのほかにつきましては、良好だというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 何か、山本議員。いいかな今の。いいの。次、いきます。

33ページ、34ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、35ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、変更前と変更後という起債が載ってるわけですが、変更前に比べて、総額としては下がったような形に見えるわけですが、若干いろいろな変更点があると。この起債ですが、この起債を行うことの根本的なメリットというのはどれぐらいあるんでしょうかね。と、あと交付税の算入というのはどれぐらいを予定されてるのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず、起債を行うということのひとつの考え方なんですけど、起債を何かの事業をする場合に、その単年度での支出ということで、町のお金等を使いますと、そのときの方の税金と言いますか、それに賄うというようなことになっていきますので、建設事業等は、特に多額の費用を要しますので、起債を借りることによって、費用の負担の平準化を図りまして。つまり、現在の住民の方だけでなく、事業することによって恩恵を受ける、ずっと恩恵を受け続けていく後世の人にも公平に負担をしていただきたいというようなことでの起債になっ

てるわけでございます。

それから、あと起債を借りれば、当然元利償還が発生するわけですが、この元利償還金の中でも、先ほども言いましたが、後年度において交付税措置がされるもの、されないもの、いろいろ事業メニューによって率も変わってございます。

通常、その2分の1がというようなことが多いんですが、先ほどの住宅みたいに全然ないものもありますし、緊防債、緊急防災・減災事業債ですね。この事業債等は70%から80%とか、いろいろ率もあります。100%というものも臨時財政対策債は100%というようなことで、いろいろございますので、そこはなるべく、そういった交付税措置の反映されるものをメニューとして選んでいければなと思ってるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、36ページ、地方債の現在高に関する調書。

次に、給与明細書、37ページ。38ページ、39ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案14号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

---

#### 日程第18. 議案第15号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第15号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入、2ページ、3ページ。歳出、4ページ。

次に、5ページ、事項別明細書総括歳入。6ページ、同じく総括歳出です。

次に、歳入、7ページ、8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8ページ、国庫負担金のところの、先ほど言いました支援金分のことなんですけれども、ここに繰り出されて反映されているかと思っております。

もしかそうであるならば、先ほど、その使い方についてちょっと抽象的な答弁でしたので、この支援金の拡充の部分については、低所得者の数に応じて一定の割合を交付するもので、低所得者が多い市町村に対して財政支援を行うものというふうに、私は聞いております。ですから、それなりの方針を持って得られた支援金分については使うべきだと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

支援金につきましては、確かに軽減措置とか、そういうのには使われておりますので、加入者に対しての支援金ですから、そういうふうには使われておると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 確かに、その活用方法については、市町村に任されているというふうに聞いてるんですけども、北九州市などはこれを使って、国保料の減額に充ててます。そういうのに対してはどのような御感想をお持ちでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

北九州みたいに、その分をどこどこに充てるとか、そういうことは今のところしておりませんが、総体的に国保会計の中のほうで使わせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 9ページ、10ページ、11ページまで。

歳入全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入全般で聞いたほうがいいかなと思った。1点だけお聞かせください。

1款1項1目で増額、2目で減額となっておりますが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

議員、おっしゃられますように、歳入で、1目の一般被保険者分で615万円の増額、それから、2目の退職者医療制度の保険のほうで445万2,000円の減額をしております。これは、退職被保険者制度の改正に伴うものでございまして、退職者医療制度が27年の3月末で廃止をされてます。それで、65歳を過ぎますと、自動的に一般被保険者のほうにいきますので、その分の移動分が自動的に動いていくということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、12ページ、13ページ、14ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案15号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第19．議案第16号 平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

#### て

○議長（若山 征洋君） 日程第19、議案第16号平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。

補正予算書1ページ。2ページ、歳入、2ページ。歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出、7ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 7ページ、歳出で奨学貸付金が減額になってるんですが、この減額は、本来の予定していた額に満たなかった、予定者数に満たなかったんだと思うんですが、今回、どれぐらいの対象というか、貸した人数か、そういうのがわかったら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

まず、大卒、大学生が21名。それから、短大生が2名、専門学校生が6名、高校生が2名という数字になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### 日程第20. 議案第17号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

##### について

○議長（若山 征洋君） 日程第20、議案第17号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。

次に、4ページ、第2表地方債補正。

次に、5ページ、事項別明細書総括歳入。6ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、7ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出、8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8ページの1項事業費のところの13節、15節、19節、22節の減額補正の理由の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 2款1項1目13節委託料でございます。これにつきましては入札執行残でございます。

15節の工事請負費でございます。これにつきましても入札執行残でございます。

2 2 節補償補填及び賠償費、これに関しましては上水道施設補償費に伴う減額に伴うものでございます。

以上でございます。（「1 9 節」と呼ぶ者あり）

1 9 節負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、水洗便所改造助成金の申し込みが、当初よりも減ったということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 議案審議中ですが、ここで皆さんにお願いがございます。

本日、3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、ちょうど5年目に当たります。

この震災によりかけがいのない多くの命が失われました。

お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するため、地震発生時刻の14時46分に町のサイレンが流れます。

それに合わせて、私どもも黙禱をささげたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。なお、再開は14時55分といたします。

午後2時44分休憩

.....  
午後2時55分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

歳出8ページ。9ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第17号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につい

ては福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第21. 議案第18号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について**

○議長（若山 征洋君） 日程第21、議案第18号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、3ページ。予定貸借対照表4ページ、5ページ。補正予算明細書6ページ、7ページ、給与費明細書8ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第22. 議案第19号 平成28年度吉富町一般会計予算について**

○議長（若山 征洋君） 日程第22、議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ、4ページ、5ページ。歳出6ページ、7ページ、8ページ、9ページ第2表債務負担行為。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。

9ページです。債務負担行為第2表について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、庁内LANシステム整備事業について御説明いたします。

期間、平成29年度から平成33年度まで。限度額、4,230万円でございます。

本町の庁内LANシステムの現機器は、平成22年8月に導入し、既に昨年7月でリース期間が満了しております。本年度導入後6年が経過するため、機器の故障も出てきております。また、

今議会の補正案にも計上しております情報セキュリティの抜本的強化事業に対応するためにも、平成28年度中に市内LANを更新導入する必要があるとございます。

なお、本債務負担行為は、本年8月に更新導入をし、平成33年度までリースした場合の限度額でございます。国、県の情報セキュリティの抜本的強化事業の動向により導入時期が変更することもございます。その際には債務負担行為の補正を御提案いたしますので、そのときはよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 続きまして、地理情報システム導入・土地評価業務について御説明をします。

期間としましては、平成29年度から平成33年度までです。限度額としましては、3,257万円を予定しています。

現状としましては、現在、地理情報システム土地評価業務においては、単年度で入札により土地評価業務等に付随して地理情報システムをかぶせる形の統合型地理情報システムという形で導入し、運用をしているところでございます。

現在、ウィンドウズ、2003というサーバーを利用しておりますが、このサポートが平成27年7月に終了し、現在サポート期限が切れている状態です。基幹系パソコンのネットワークを使用していますので、サポートは終了し続けているパソコンを使用することは好ましくなく、バージョンアップに迫られています。

更新内容としましては、まず、ソフトウェアとしまして、平成28年度に予定されている市内LANの更新とあわせて更新を行うことで、セキュリティ対策の強化を図り、あわせて統合型地理情報システムとして各職員のパソコンから利用できるようにするため、機能強化による各業務の利便性の向上を図ります。

また、土地評価業務につきましては継続性が必要なため、次回の評価がえと、その次の評価がえ、平成33年に向けた土地評価業務を行い、また、新型サーバーを含めた地理情報システムのバージョンアップ及び保守を予定しております。ハードウェアとしましては、新サーバーの一式等でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 住民基本台帳ネットワークシステム更新事業につきまして説明いたします。

期間につきましては、平成29年度から平成33年度までです。限度額が902万1,000円

です。

住民基本台帳ネットワークシステム更新事業とは、住民基本台帳の情報を全国の自治体とネットワークでつなぎ、転入転出の事務を初め相互の情報をやり取りするためのシステムでございます。

また、このシステムはこのマイナンバー制度の使用にも情報発信の受信も行っております。このシステムの機器が、ことしの12月をもってリース期間が終了することになります。そのために新規の機器を導入する必要がありますので、それに伴いまして、機器使用料348万2,000円、保守管理料553万9,000円、計902万1,000円を債務負担行為するものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、債務負担行為についての説明がありました。

庁内LANのシステム整備事業、歳出で聞いてもいまいかなと思ったんですが、先ほど、LANシステムというふうなものを、セキュリティーソフトだとか、研修だとか、いろんなものも含めて、この債務負担5年間で組まないといけないという説明でした。それはわかります。LANというのは、通常、配線のことです。この配線までリースです、その辺の意味がわからなかったんで、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは一括で更新導入をいたしまして、リース会社とリース契約を交わして5年間で支払うというものでございます。

以上です。

○議員（2番 山本 定生君） 今、私の説明と大分違ったんじゃないかなと思うんですが、LANシステムということでもいいんだと思うんですが、私が聞いたのは、ただ、配線とかまでは、先にこちらでやってしまえば、少しは安くなるんじゃないかなと。5年間、線を借りるというのがいかなものかと思ったんで、このシステムがどういうものなのかを教えてくださいという説明です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 配線も含めて、更新導入をいたしますので、一括で支払うことになります。その支払いをリース会社と契約をして5年間で払っていくというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先日、全協の席で地理情報システム導入土地評価業務に関しては、この限度額の中に消費税増税分を見込んでいるという説明がありましたが、ほかの2つの事業に

ついてはいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

平成29年から消費税が4月から10%に増額しますが、リース料については契約した時点、1.08%のままでございます。あと、ソフトウェア等の管理につきましては10%にした額になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 住民記帳ネットワークシステムにつきましても、消費税を含んだ分で上げております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 新しいサーバーもリースだということですので、リースの内容をお聞きしたい。リースということになると、その間に出張サービスとかいろいろなメンテがあると思いますが、そういうものはどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） リースと申しあげましても、物をリースをして機器が故障したら、新たに入れかえるとかいうものではございませんで、まず、一括で導入いたしまして、その支払いについてリース業者と契約を交わして5年間で支払うというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 普通は、リース料というのは月額とか年額とかあって、そうしますと全部で支払いが5年間で総額幾らというようなことになるわけです。

今、聞きますと、入札によって、こういう落札価格ができて、コンパクトな価格になるだろうと思います。それをリースで払うと。リース会社に買い取っていただいとということだろうと思う。そうすると、要するに我々でいうところの分割払いかなと思うわけですが、それと同じぐらいの低額のリース料ということになるのでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりです。

分割払いということになります。リース会社を決定するに当たっては入札等も検討しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 支払いに関しては分割だと。一括でお金を払うんじゃないくて、リース会社を経由して分割だということでお聞きしました。それはわかります。

では、この機器自体のメンテナンス、これはどういう形、また別個に契約をするんです。それとも購入先等、既にこういうのはできるようになっている。それとも、職員がメンテナンスにあたるんですか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） メンテナンスにつきましては、5年間の契約を導入した業者と交わします。

別に毎年支払っていくということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、第3表地方債。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表地方債ですが、これ、予算に対する起債割合が7.38%ぐらいになるのかな。これは健全な値なんではなかろうかとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今回上げてます起債につきましては、事業費にそれが充当されていくわけですが、その充当されるということに当たっては妥当だと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 11ページ事項別明細書、総括歳入12ページ、13ページ、同じく総括歳出。

歳入14ページ。15ページ。

○議長（若山 征洋君） 14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14ページ歳入、こちらで町税というふうな形で上がっております。

今回、町税、全般的にどの程度を予算化されているのでしょうかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 御説明をいたします。

まず、個人町民税につきましては、約2億4,400万円程度の収入見込みのうちの2億3,520万円程度を予算化しております。それと、法人町民税につきましては、なかなか、最近これが読みづらいんですが、3,790万円程度の収入見込みのうちの3,700万円程度を本年度で予算計上しております。

固定資産税につきましては、まだ、この当初予算を策定時に製薬関連の償却資産の申告書が来

てなかった関係で、その分は外しているんですが、当面3億4,000万円程度の収入見込みのうちの3億2,100万円程度。それから軽自動車税は、28年度に税率改正がございます。その分を含んだところも見込みまして、約1,900万円程度のうちの1,800万円。

町税は以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、予算化されている内容について、るる、説明を受けました。

軽自動車税ですが、これは、昨年、軽自動車税が税改正されたんで、今回増額というふうなことを、今、説明を受けましたが、今、吉富町で軽自動車というのは大体、何台ぐらいあるのか、今、わかりましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 軽自動車税ですが、全部50ccの原付から農耕用、その他含めまして、約3,250台程度が現在ございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 15ページ、16ページ、17ページ、18ページ。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 18ページ。

分担金及び負担金で、民生費負担金の中で放課後児童クラブ保育料、これも歳入に上がってるわけですが、これ、昨年から結構ふえていると思うんですが、たしか、ことしから1年から3年生までと、追加で4年生から6年生までという形でふやしたからふえたのか。それがまず第1点。

と、この金額の中で1年から3年生は何人なのか。4年生から6年生は何人を見込んでいるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この分は1人5,500円掛け12月分の120名を想定しております。

来年度の入所者でございますが、一応、今のところ、百十数名ほど入所する予定でございます。予算上は、まだ転入の方のいろいろな方の申し込みも想定されますので、120名をそこに上げさせていただいております。1年から3年が約80名ぐらい、4年から6年が40名ぐらいではないかということで、計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 予算上げるときには、そういう形で見込みでつくるんでしょう。

それはそのとおりだとは思いますが。

今、4年から6年が40名程度というふうな、これは見込みですか。今、申し込みの数字ですか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほどの40名は見込みでございまして、いろんな企業が進出する関係上、4月以降の入所の問い合わせもございまして、その方たちが十分に入る余裕を持たせている状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 教育使用料の保険体育使用料で、総合グラウンド使用料というのが、こちらで上がってます。

金額が若干、前回より減っているのかなと思うんですが、現在のグラウンドの使用率はどれくらいなのでしょう。わかりましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 予算の調整だったものです。

使用率は今、手元に持っていないので、後日お渡ししたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それから、3目商工使用料で、今回ふるさとセンター使用料のところ、コンテナハウス入居者水道使用料というものが上がってます。

これは、わからなかったんですが、水道事業会計のほうじゃないんですか。吉富町のほうでよろしいんでしょうかというのが1点と、金額が月に、決まった額かなというふうに思うんですが、使用量というのは関係なく一律幾らという形で取るんでしょうか。

あと、トイレはもちろん、町の施設なんで、込みということで使用料とか取らないんですよね。そこを、1点確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

コンテナハウスの入居者の水道使用料につきましては、現在、単独でのコンテナハウスへの水道の施設はございません。ですから駅前の水道のパイプから分岐して使用するという関係から、水道会計での料金徴収ができません。ですから、その分は雑入として入れると。

3,000円につきましては、当初予算の予算を積算する際は、まだ入居される方の業種が決まっておりました。どのぐらいの量が使うかっていうのは、一般的な一月の、一軒の家庭が使うのが3,000円程度だろうということの見込みで、今回、当初予算に計上をさせていた

だきました。

それからトイレにつきましては、今現在ある、ふるさとセンターのトイレを使用させていただくということでお願いしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の質問に関連しまして、専用の水道がまだ連結されていないんだと、それを、1年間このままじゃないわけでしょう。どこかで連結するということになるんでしょう。

もし、よかったら計画を、ちらっと教えていただけたらいいですね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

今回の水道につきましては、暫定的であります。28年度につきましては、上下水道課のほうから本管布設と駅の構内への給水管については産業建設課のほうで、布設工事を発注する予定と考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ、21ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国庫補助金、土木費補助金、社会資本整備総合交付金、毎年、私、お聞きしているんですが、こちらの分に関して町営住宅分、こちらについての事業費と対象金額というのを、まず、1点。あと、家賃低廉化、これはどこの住宅が対象で、何軒、何人分なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金でございます。

町営住宅分で、1,042万4,000円の根拠でございますが、別府団地集会所ほか6棟解体工事2,121万円の45%の計上と移転補償費、この分の304万5,000円の45%、トータル1,042万4,000円となります。この分につきましては、また歳出のほうで出てまいります。

そして、次の社会資本整備総合交付金の家賃低廉化事業でございます。

737万3,000円、この分につきましては、山王住宅の17戸分でございます。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） それは、何戸分の17戸。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 17戸分中17戸です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、山王団地17戸分の17というのは、今度できた分全部に対象になるのかな。

前の住んでた方がとかいうのじゃなかったんかな。その辺を確認してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金の集計表によると、17戸全部が基準額となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。もう1回、話を整理させてください。

たしか、以前、低廉化というのは現家賃と本来家賃の差額の補助というふうにお聞きをしておりました。ですから、以前の山王住宅に住まれてる方の当時の金額と、今回の金額に差額が出るから、その分を補助で出るといふふうにお聞きしたんですが。

今回、山王団地は、そうすると、新規で入られた方は1件もないという話になるんですか。それとも、新規に入った方も家賃低廉化の対象になるということなんですか。その辺はわからないんで、1回確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

これによりますと、確かに従前入居者の負担基準額と新居入居者の負担基準額がございまして、双方あわせての分が、この低廉化事業というふうにご当ります。

これは従来の家賃基本額がありまして、それから近傍同種、もしそれが民間の建物だったらどのくらいかという計算をします。だから、従来入った方は、家賃は従来家賃ですから、その金額をもとに算出しまして、今度は、新しく入られた方は、本来のうちの、今の山王団地の家賃から近傍の家賃の差額を引いて、それを率をかけたものがこの金額で、国から、家賃を低廉化している事業ということで、公営住宅にはこういう制度がございまして。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それじゃ、もう1つ。そもそも山王住宅が、1期工事、2期工事、3期工事、全部終わりましたんですが、全体で幾らで、この17戸はどの分なんですか。

今言ったのには、17戸、新しく入ってくる方々にも適用するんだと、基準にあう方にはとい

うことでしょうか。あわない人はだめなんですよね。17戸分全部、そういう基準以内のしか入らないというふうに想定しておるのでしょうか。

今、私が言った2点をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど申したとおり、第1期工事、この分の基本額は436万6,800円、第2工区が553万3,200円、第3工区が501万2,000円ですか。これのトータルが1,490万円ほどになりまして、この2分の1の金額が737万3,000円で、この数字になるかと思うんですが、先ほど申したとおり、家賃を低廉化しております関係上、従前の入居者、プラス新居の入居者においても、この補助金がもらえるということで、申請をする次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あとは委員会のほうでやりましょう。

教育費補助金のほうで、1点だけ御確認させてください。

防音事業関連維持事業補助金、小学校分と上がってますが、たしか以前にもお聞きしたかなと思うんですが、生徒数で算出だったかなと思うんですが、これ、使用対象というか、目的、そういうものが、かなり細かく制限、いわゆる縛りがあるのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） これは生徒数ではございません。

補助率で電力量の料金の合計額の10分の5.5と、あと、基本料金の3分の2が、この補助金になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 22ページ、23ページ、24ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県支出金で、6目の土木費補助金、この中に木造戸建て住宅耐震改修補助金というのがありますが、これは、何軒分なのでしょうか。そして、県補助しかないんですか。町の補助は、今回は企画とか、何かされてないのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 3軒分でございます。これはそのまま、県の補助金を支出するというので、町の費用はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、昨年も90万円で上がってて、同じなんですけど、どうなん

でしょうか、もう少し、余りされる方がいらっしゃらないからこんなものなんですか。それとも、余り、これは町としては、古い家が多いわけですから、もうちょっと耐震をちゃんとせんと危ないんじゃないですかとか、そういう啓蒙活動はされていないのか。あと、こういう計画はされないのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、住民対象の説明会等も実施を予定して、町民に呼びかけをいたしました。参加者がいないというような状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 25ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。教育費補助金で、社会教育費補助金、地域活動指導員設置事業補助金というのが入っております。これはどのような事業で、どのような方が対象となるのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

地域活動指導員につきましては、職務としましては、教育委員会の命を受けて、さまざまな生活体験活動、社会体験活動及び自然体験活動に関する企画、立案及び指導、またボランティア活動等を通じた社会参加活動に関する企画、立案及び指導。それから、子供会における学習活動に関する企画、立案などの指導を行っていただいております。

それで、募集をして、面接をしまして決定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 募集をしてるというのを、私、知らなかったんですが。そのときに条件か何か、あるんでしょうか。どういうことか経験者であるとか、例えば、教職員の資格があるとか、何かそういうものがあるんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 特にそういう資格云々はございません。

○議長（若山 征洋君） 26ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番上の町有地貸付料が増額になってますが、理由をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今回、町有地の貸付料に増額があるわけですが、この分につきましては、町が「けやき会」にお貸ししている土地がございます。その分の契約が、

27年度の当初予算を編成する際に、その27年の8月で一度、契約が切れるようになっておりましたので27年度の当初予算のときに8月分まで。その後、年度途中で、今回、補正で上げさせていただいておるんですが、この28年度の当初予算につきましては、1年を通してが契約になってますので、その分が復活してるというようなことでの増になってるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 財産収入、こちらで、利子及び配当金、このいろいろ利息が載っているわけですが、先ほどの補正予算で投機的な運用は行わないということでお聞きしたんでこちらはいいんですが。

今回、ゼロ金利というものがあります。これは、かなり皆さんも心配されている方が多いかと思うんで、このゼロ金利については、吉富町に何か影響があるとか、何もないとか、そういうのはあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） このゼロ金利につきましては、今回、一般質問でもあったかと思えます。

つきまして、今、いろいろどういう影響があるのであろうかということ、模索検討してるところでございますので、今の段階での答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 16款の1項2目の先ほど、補正のところの聞きましたけど、ふるさと吉富まちづくり寄附金について、8年前にスタートした折には、町のほうは余り乗り気ではなかったんですけども、去年、執行部の答弁の中で絆として考えていきたいと。吉富会の都市部での、育成を通じて、このふるさと応援についても考えてみたいというようなことをおっしゃってました。

私の知るところでは、事業所に自治体のほうが訪問してパンフなんかを配って、こういうメリットがありますよということを通じて、牛肉とかの名産なんかをやったりということを通じて、結局お金欲しさというよりも、その町をアピールする、ひいては、住んでいただくような、好印象をつけるためにもやってるというのは見受けられます。

何が言いたいかという、執行部のほうも取り組んでみたいということをおっしゃってました。頭出しで1,000円ということが出てたと思うんですけど、今、この時点で何か計画が……。新規事業をもらった中では何も書いてないんですけども、昨年、ああいう答弁をされたので、確認の意味でお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

当初予算には、おっしゃいますように、頭出しということでの金額しか上がってはいません。実は、町の行革の中でも、この自主財源の確保ということ、1つ、うたってございまして、その自主財源を確保するに当たり、このふるさと納税、要は、名前とかこちらで言いますと、ふるさと吉富まちづくりの応援寄附金になるんですが、それにつきまして、何らかの自主財源を確保する道をとというようなことで、28年度、この1年間をかけて、どういった、お礼の品でいくのかどうなのかということもどうなのかということも、いろいろ検討したところで、29年度あたりから、何らかのそういったことがやればなというようなことで、今、考えてるところでございします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 27ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 基金繰入金で財政調整基金繰入金、いわゆる財調です、こちらが2億1,490万円繰り入れるわけですが、この繰入額は健全な値なんでしょうか。また、経常収支比率でいう比率はどれぐらいなんでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 財政調整基金から、こういうふうには繰り入れての当初予算を編成しているわけでございます。こういった財政調整基金として、最初に当初予算で崩して入れるということを見込んでるというようなことになってますが、できれば、こういった基金の繰り入れについては、なるべく、当初の段階からはというところは考えてるところではございますが、何せ、事業費、いろいろ、歳出のメニューも多ございます。

というようなところで、先ほど、私も言いました町税等の収入のところの、総体的なバランス等も考えたところでの財政の、また、言わしていただきますが、テクニクみたいなものだと思っております。決して、この額が妥当だというふうに思ってるわけではございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 苦しい答弁をありがとうございます。それから下の18款繰越金、先ほど補正のときにはわからないということだったので、多分ここもわからないから、この金額なんだと思います。

こういう形で上げて、そのかわり、繰入金のほうで対処したんじゃないかなというふうに推察するわけですが、この繰越金のこの金額というのはどうなんでしょうか。もう、見込み上はわからないから、この金額なんでしょうか。それとも、本当に、これぐらいなんでしょうか。お聞か

せください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

前年度繰越金ということで100万円を上げているわけですが、これは、単なる頭出しということで、例年、この100万円というような金額を繰越金として充てているわけがあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 28ページ、29ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町債の、要するに水道事業一般会計出資債、これ、新規事業の概要というのを見てもみますと、この中に京築水道企業団の伊良原ダム建設に伴う出資ってなってるんですけども、このことの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 町債のところですね。町債のところの5目の一般会計出資債のお尋ねということですね。

これが、議員さんおっしゃいましたように、5,390万円の出資債でございますが、この内訳としましては京築地区の水道企業団分としての出資の分で390万円。それから、町の水道事業会計分としての出資が5,000万円ということで、合わせて5,390万円になってるものがございます。

京築地区水道企業団の分につきましては、毎年度、負担しているわけですが、いままでは分担金の割合で過去、一時期、分担金が、吉富町の分が少なくなっていた時期がありましたが、それをずっとストックしておりました。そこで調整をしてお支払いをしとったわけですが、この28年度では、もうその調整が効かなくなりますので、支出をしなければなりません。それを一般会計の出資債ということで新たに組んできたものがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町債ですね。先ほど、10ページの地方債のほう、第3表でお聞きしたんですが、補助率というのは、その項目によって、若干違いがあるということだったんですが、基本的に交付税で措置されるということでお聞きしましたが、確認です。

この交付税に関しては、どれに対しての交付税、これに関しての交付税っていうような形で出るんじゃないですかね。いわゆる、一般的に言う、色はついてない交付税ということよろしいんですかね。

そこの確認をさせてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

交付税の総額の中に、この分が幾らであるというような色がついてるわけじゃございませんが、計算上は、例えば、臨時財政対策債につきましては、元利償還の100%が計算上見込まれております。

先ほども言いました公営住宅の関係につきましては、全然、そういうのが見込まれてないとかというようなことで。一応、先ほど、率がいろいろあるとは言いましたが、その率での計算上の数値は内訳として入るんですが、それがそのまま反映されたかどうかの色はわかりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に移ります。

歳出30ページ、31ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出、総務費総務管理費、一般管理費で給与のところ、いきましよう。

まず、特別職、これ若干、差違が出てますが、こちらの説明とあと、その次の職員手当等、時間外勤務手当、この時間外の算出根拠の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

給与につきましては、まず特別職の給与につきましては296万5,000円増額しております。

これにつきましては、教育長が平成28年10月5日から特別職になりますので、この分がふえております。その一方で、一般職として組んでいた教育委員会費のほうが減額となっております。

時間外勤務手当につきましては、去年よりも30万円増額しております。この内訳は、昨年、給与改定で給料が上がったというのがありましたので、そういった関係が主な内容になっております。そしてさらに、選挙事務が予定されております。そういったものの関係で上がっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 教育長のはわかりました。

あと、時間外についても選挙とか、そういったある程度のものが、急に入るようなもの、これ

については仕方がないと思うんですが、時間外について厚生労働省は公務員の有休消化、育児休暇取得、時間外勤務を行わないなどを、たしか指導をしている方針ではなかったかなと思うんですが、我が町の方針は、最初からこの時間外というものが想定される前提でよろしいのでしょうか。当初予算から、時間外を前提ということでよろしいのでしょうか。ちょっと、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 予算をつくる段階では、やはり時間外勤務手当というものは計上をする必要があるというふうに思っております。本町の場合は、給与費の3%、これは予算のつくる際の目安が3%なんです、その目安どおりにしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 予算上につけたということで、もちろん時間外を前提ではないということの説明だと思うんですが、ただ、この時点で時間外を行わなければいけないということは、人力的に結構厳しいんでないかなと思うんです。となると、議会事務局の事務員への対応というのはできないんじゃないかなと思うんですが、議会の意見はどうなんでしょう。尊重されないのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 時間外勤務手当は先ほど申し上げましたとおり、当初の予算の段階で3%組まさせていただきます。どういった業務が発生するかわかりませんので。

議会事務局の増員というのを、ずっと言われております。これにつきましては、議会事務局の局長とも協議をいたしました、今の現状を見ますと、やはり増員というのは難しい。ただし、今、総務課の職員が2人兼務をしております。その兼務をしている職員が、できる限り、議会事務局に手伝うように持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 2款の1項1目の報酬のところですが、先ほど、条例改正の中で上げられていました、例えば、産業医をつくったら産業医の予算的な裏づけはございますが、不服審査委員会というのの頭出しでも、あった場合にそういう委員会をつくるんでしょうけども、頭出しでもその中には見受けられないんですか。この中のどこかの情報公開審査委員会報酬とかをそっちに持っていったりするんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほどの一番最初の条例、吉富町行政不服審査会の報酬は、この予

算には組んでおりません。

○議長（若山 征洋君） 32ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の総務管理費の中の13節委託料、この中に新規で職員ストレスチェック業務委託料というのが入っております。こちらは、新規、法改正によるということで説明がついておりますが、どうなのでしょう。そんなに吉富町の場合は、ストレスがたまるような職員がいらっしゃるのでしょうか。やっぱりストレスの度合いが高いのでしょうか。その辺を、ひとつ、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ストレスは、やはり、どなたにもあるんじゃないかなというふうに思っております。その度合いをチェックするような法改正でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 33ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。一般管理費の中で、負担金補助及び交付金の中で、職員採用試験負担金というのが入っております。昨年より、増額されているんですが、今回は何人採用の予定なのかと退職予定数、こちらもある程度、判明してるのかと思うんですが、そちらが何名になるのかと、その後、衛生推進者養成講習受講負担金というのが入っております。こちらはどのようなものなのでしょうか。どういう方が対象なのでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

28年度の職員採用につきましては、問題集50部を購入するという試算にしております。昨年度は30部ございました。退職者につきましては、28年度は定年退職を迎える方が2名、実は今年度、急遽、退職される方が1名出ましたので、来年度は合わせて3名減になりますので、そういった方募集したいというふうに思っております。

以上でよろしいですか。（発言する者あり）翌々年ですか。29年度の採用に向け、28年度中に試験を行いたいと思っております。

もう1つ、衛生推進者養成講習受講負担金です。2万8,000円。これは、3名分の受講負担金でございます。ストレスチェック制度の導入を契機に、先ほども言いましたが、職場の環境、安全、衛生管理について強化していきたい。より、適切な運営をしていきたいと考えておりますので、平成28年度に3名の職員について衛生推進者養成講座を受講させたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 職員採用はよくわかりました。

衛生推進者養成講習というのが、このストレスチェックに関係するような、何か講習なんですよ。わかりました。どのような方が対象、職員というのはわかりましたが、職員でも、やっぱり70名近くいらっしゃるわけですから、どの部署のどのような方がされるのか、対象になるのかなというのをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ストレスチェックにつきましては、労働者50人以上いる事業者で、毎年1回全ての労働者に対して行うというふうにされております。

以上です。

○議員（2番 山本 定生君） 3名が誰か。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 衛生推進者養成講習受講者3名でございます。

これにつきましては、28年度は私と総務係長と保育園長を一応、予定をしております。

以上です。（「なるほどね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 34ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 34ページ財産管理費の12節役務費の中の境界復元等手数料、それからその下、13節委託料の不動産鑑定委託料、これも新規事業の概要を見ると、役場庁舎増築事業に関する予算のようです。庁舎をどのように増築される予定なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この対象となる土地は、役場庁舎に隣接した隣の広津225番地1、316.34平米でございます。

まだ、具体的にどのように庁舎を増築するかというのは決定をしておりません。地権者とは事前交渉で譲渡の位置を確認しておりますが、今回の予算をいただき、土地の面積測量と不動産鑑定を行い、土地の売買代金を確定した上で、地権者と本交渉を行っていきたいと思っております。

交渉が整えば、補正予算で土地購入費をお願いし、さらに増設の実施設計の予算もお願いしたいというふうに、今現在考えております。実施設計で増設工事の詳細を決定することになりますが、現時点では決まっておりませんが、補正予算までの間には大方の方向性を決めたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 委託料の中で、絨毯清掃料というのが入っているんですが、こち

らはどこの、どういうものなのかをまず1点。もう1つは、その下に町有地廃棄車両等処理委託料、今、頭出し金額なんですが出ますが、これ、どういうものなんでしょうか。どういうことなんでしょうか。説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 絨毯につきましては、庁舎の中で、絨毯があるのが、町長室と副町長室でございます。その清掃を行っております。

ここも入ってるようでございます。失礼しました。その3つでございます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） もう1つの町有地廃棄車両等処理委託料ということで、1,000円。これは、頭出しでございます、毎年度、こういうふうに頭出しの金額だけを上げてるんですが、要は、町有地の中にこういった廃棄車両があった場合の処理に要する費用を、前もって上げてるということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 35ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 財産管理費で備品購入費で、今回AEDの更新事業を先日、一般質問のときに今回予算上げますということで、上がってきたわけですが、このバッテリーというのは、一度使うと充電して使うとか、そういうことはできないんですか。

それとあともう1つ、一番心配になるのは、一度使ったものというのはどうなるんでしょうか。新しく、また新規で買いかえになるのかな。バッテリー自体をかえればいいのか、それともそのまままだ、5年間とか言ってましたから、5年間は使えるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） バッテリーにつきましては、2年間もちますので、2年たったら入れかえをします。

一度使ったものはどうなるのかということではありますが、それについてはパットを使用しますので、そのパットを入れかえれば、また使えるようになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは2年間は、パットさえ、かえれば、ずっと使えるという解釈でよろしいんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じAEDなんですけど、ちょっとわからないんですけど、事業費の内訳というところを見ると一般用が6台、そして小児用が3台で、収納ケースが1台ってなってるんですけど、この収納ケースというのは何なんですか。AEDを入れるものではないような気がしたんですけど。どういうことなんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回、9台を購入する予定にしております。

今、町の体育館には置いてません。今回、新たに町の体育館に置くことによって、1台ふえます。その1台分の収納ケースでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。もう1点、確認させてください。

先ほど、2年間って言われたんですが、これはまだ予算なんで、多分、この後、いろいろ、入札とかあるんでしょう。私もAED、気になってたんで、何回か調べたんです。やっぱり、メーカーによって2年のものから8年のものまでいろいろあるみたいです。そういうのも加味した上で入札されるんですか。それとも、2年間が最低条件で、そのまま入札を行う予定でしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回のAEDにつきましては、8年パックというものがございまして、2年に1回、計3回の電極の交換費も含めたところで、入札を行いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） よく、わかりました。

次、15節です。工事請負費で、道路案内板等設置工事というのがあるんですが、こちらについて説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

工事請負費として128万6,000円を計上させていただいております。

道路案内板等の設置工事ということで、これは第4次の総合計画に基づきます良好な住宅、住環境の整備の取り組みの一環として行うものでございまして、公募等によりまして、通りの愛称を募集しまして決定し、道路案内板として設置を行うものでございます。これまでにけやき通りとか、金鈴通りとか、あとは電源道路、下往還通り、新道路、駅前通り、この27年度では旧10号通り、みはらし道路、それから、さくらほほえみ通りというようなことで、看板を設置さ

せていただきました。

この28年度についても、今現在、町内の4路線の愛称を募集中でございまして、そういった愛称の決定になりました場合に案内板を設置したいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明では、道路の愛称、それに関する費用ですというふうな説明だったんですが、ちょうど今、まち・ひと・しごとで創業者支援という形で、たしか、やっているといるんですが、その創業者支援で、今回、駅の前にコンテナハウスをつくるわけですが、何かそういった案内みたいなものは、今回は、この企画費の中には入っていないのでしょうか。

その後、今後、こういうふうな駅前何とかとかいう、そういう看板をつくる予定はないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今回の、この15節工事請負費で上げておりますのは、あくまでも道路案内の看板等ございまして、今後、企画として、まち・ひと・しごとの中で、にぎわいの場づくりとかいろいろ事業はあるわけですが、そこで看板等必要であれば、補正予算等でそのときは上げさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 36ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 交通安全対策費、委託料、築上東部乗合タクシー運行委託料ですが、これ、たしか昨年までは補助金という形で出していたと思うんですが、何か利用者の数が減ったから対象じゃなくなったというようなことを先日、説明で受けたと思うんですが、その確認、まず1つ、県補助がなくなったんですか。それを1つ、まず1点の確認と、その後の利用者増への改善というものはどういうふうな取り組みになったのでしょうか。どう上毛町と協議をされたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

築上東部乗合タクシーの運行事業は議員おっしゃるとおり、前年度までは19節の補助金で計上しておりましたが、上毛町と協議により、平成28年度からは2町と業者の3者契約により、吉富町、上毛町がそれぞれ既定の割合より委託料を支払うことにいたしました。補助金につきましては、例年どおり今までどおり9万円の補助金が福岡県から出ております。乗合タクシーにつきましては、乗客は横ばい状況であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 37ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらで、また乗合タクシーと巡回バス上がってます。補助金と負担金、こちらに上がっているんですが、この利用推移というのが、今、わかりましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

年度別の利用推移は、今、資料がないんですが、1日平均31.4人ということで、今回は計上しております。確かに巡回バスについては、利用者が減っている状況でございます。

東部は、済いません。今、資料がございません。

東部の乗合タクシーについては、さほど利用者は減ってないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 減ってないんですか。確か以前の答弁だと、平成21年が2万1,000人、22年が2万人、23年が1万7,000人、24年が1万6,000人というふうに、たしか、下がってきたと思ったんで、今回、確認をしたんですが、後ほど、確認してもらっていいですか。

○総務課長（守口 英伸君） はい、わかりました。

○議員（2番 山本 定生君） 多分、推移、そのまま横ばいならいいことなんですけど。その辺を後でお願いします。

○総務課長（守口 英伸君） わかりました。

○議員（2番 山本 定生君） 議長から済いません。後ほど、資料か、何か出してもらうように言ってください。

○議長（若山 征洋君） お願いします。

38ページ、39ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません、38ページ。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません。まち・ひと・しごと創生事業の11節需用費、この中に、消耗品費の中に、今回、新規で、マタニティーボックスというものを企画しているというふうなお話しをお聞きをしました。内訳とかは書いているんですが、このボックスの中身について、先日、若干お聞きはしたんですが、子供に使う用品というにはさまざまなメーカーがあるわけです。これはかなり嗜好品が高い、親がやはり、私の子供にはこれだとかいうのが大体あると

思うんで、その場合はどうされるのか。一律、このメーカーのこのものというふうにしてしまうのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

日本版マタニティーボックスということで、ベーシック版の20点セットを想定しております。この分につきましては、国内のメーカーを指定しております、肌着、ロンパース、哺乳瓶、爪切り、麵棒、体温計など、20点ほど入れさせていただきます。

嗜好品につきましては、町からのプレゼントということで、こちらから決めさせていただきます。選択肢はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 39ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 39ページで、こちらの19節負担金の中で、創業促進事業助成金というのがございます。これらには、いわゆる補助メニューというものはないのでしょうか。また、町単費補助の考えはないのでしょうか。検討などされていないのでしょうか。

大変強化すべき部分ではないのかなと思うんで、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まち・ひと・しごと創生事業費という、この目のところなんです。そこにいろいろ創生事業を上げてございます。

この創生事業につきましては、国からの交付金が充当されるようになります。その中で充当できるもの、できないもの等もあります。その関係で、今、単費で取り組まなきゃならないものというふうに予算を上げているものもありますが、最終的に交付金で賄っていけるものは賄っていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 同じく、19節のところですが、空き家バンクについてお尋ねいたします。

これも、国への申請で、まだ確定はしていないというお話でした。もし確定した場合、不動産業者との情報の提供等の提携は、例えば宅建協会とかいうのがありますが、ある町ではそういうところと提携して空き家バンクの情報をお互いにやり取りしているようですが、そういう考えはありますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今現在、空き家バンクの設立に向けて、準備をしているところでございます。

この27年度では、まだ、ソフト上、ホームページ上での空き家バンクの形だけしかできません。実際のその中の運用については、28年度の中で決めていくこととなりますので、今、横川議員おっしゃいましたように、不動産屋との情報の連携、これが重要であるとは思っていますので、そこら辺は十分生かしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 40ページ、41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 46ページでお願いします。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3款民生費1項社会福祉1目社会福祉総務費で、こちらのほうで負担金補助及び交付金の中で社会福祉協議会助成金というものが、これは毎年上がっているんですが、今回は何か、事業強化分という名目が入っているんですが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

福祉事業につきましては、民間団体の社会福祉協議会の協力が不可欠なものとなっております。ただいまの新しい総合事業ということで、公助やら含めて町民に対していろんな事業をやっておりますのでございますが、その中のサロン、生活支援事業、そういう中で社会福祉協議会の、やっぱり、充実強化ということで、臨時職員の1名分相当の金額を今回、計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こういうところ、今から高齢者をいろいろ、いたわったりするのに、やっぱり町ではできないから、こういう協議会のほうにお手伝いいただいて、大変大事な部分だと思うんですが、ちょっとわからなかったんで、こういう説明を聞いたんですが、そうすると、去年は1,767万円5,000円が、ここの事業費だった、助成金だったわけです。

今回、総額でいうと1,800でふえたように見えたんですが、強化分の200を引くと、去年よりも100万円ぐらい下がっているんですが、これについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

計算上、そういう計算になりますが、去年は特別に、社会福祉協議会が委託事業としておりま

す配食サービス用の自動車の購入費を補助したわけでございます。その分が100万円ちょっとということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 47ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 28節繰出金のところで、長年にわたって一般会計から国保会計への2,000万円の繰り出しがなされてたんですけど、今回ありません。どうしてでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

従前より、2,000万円の国保に法定外繰り出しというように繰り出しておりましたが、ご存じのように平成30年度から県も市町村と一緒に財政運営を担うということでございます。

吉富町長も、その広域化の、その分のメンバーとなっております関係上、私もそういう会議に出るんですが、たまたま、うちの国保会計は黒字でございまして、国とか赤字の団体のことばかり気にして、赤字解消を平成30年度までにしなさい、それにはそうやって応援をしますよということで、我々が一生懸命、赤字にならないように町からの繰り出しをいただいて、そういう健全な運営をさせていただいてたんですが、それが何か実になるみたいでございまして、今回から、30年度に新しい制度になりますから、町でも基金のほうもありますし、当面、運営できるような状態でございますので、あえて、一般会計からの繰り出しはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 48ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3款1項3目13節委託料という中に、以前ならばセカンドライフセミナー事業委託料というのが入ってたんですが、今回は全く入っておりません。この項目はないんで、完全に取りやめたということでしょうか。結局、代替案か何かは考えたんでしょうか。どうなんでしょうか。様子を見るというような説明だったと思うんです、以前では。でももう、項目にないということはやらないということでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） セカンドライフセミナーにつきましては、参加者の減に伴い、形態を変えながら参加者を募ってきたわけなんですけど、最終年にしましては、数名程度の参加者しかございません。数名程度を大型バスで大分市内、別府までの研修というのはいかがなものかということでございます。

ただいま、吉富町では地域支援事業、そういうパワーのある方に、ぜひ町の施策に参加してもらおう。今度3月26日、地域包括フォーラムが、堀田先生がお見えになって、地域でできること

は地域でできることということで、そういう、いままでのセカンドライフセミナーの対象者の方に、私たちがお声をかけさせてもらってボランティア、そういうのに役立ててもらいたいと思っております。

セカンドライフセミナーということで、長年やってきたんですが、町がそういうのをするというより、みずからがそういう組織を立上げながら、町のいろんなところに活躍していただきたいということで、そういう面については、財団のほうとも、いろんな講師等をお招きして勉強会等を今、やっておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 49ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 介護予防・日常生活支援総合支援事業費、こちらで報酬で生活支援コーディネーターというのが入っておりますが、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

生活支援コーディネーター、地域支え合い推進委員ということでございます。

高齢者の生活支援並びに介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を持った方を生活支援コーディネーターといいまして、包括支援センター内に看護師資格を持つ方を配置いたしておりますので、その方に地域に出向いてもらって、コーディネーターとしての仕事をしてもらう次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありました。

これは看護師でよろしいんですか。ケアマネとか、そんなんじゃなくて看護師で、別に普通にいるんですか。

もちろん正看ということですよ。その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

もちろん、看護師ですから、正看といいますか、そういう方でございまして、ケアマネでもということではありますが、なかなか職种的にも、いろんな職種があったほうがいいと思ひまして、包括支援センターの中には、保健師、主任ケアマネ、ケアマネ、看護師2名を配置しております関係上、やはり地域の高齢者、どうしても健康不安とか、そういう面が結構多うございますので、看護師にお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 50ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 50ページで、13節委託料、これ全体に介護予防・日常生活支援総合事業委託料というのが入ってます。全体的な事業内容というか、これについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほどの御質問でございますが、介護予防事業委託料の中のデイサービス委託料です。

これが1カ月あたりの委託料として1万1,530円、35名を想定しまして、12か月分を計上しております。

次に、在宅介護支援センター事業委託料、この分が200万円計上させていただいております。

これは従前から、鳳寿園さんのほうに、在宅介護支援センターを委託している関係上、この委託料を支払っておる次第でございます。

次に、配食サービス事業委託料です。これは先ほど申し上げたとおり、社会福祉協議会に町から委託をしております。1食あたり370円掛ける720食の12か月分319万6,800円。この分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 実は同じところなんですけど、この、いただいている新規事業の概要の中に今のところ、理学療法士・作業療法士訪問指導料報酬費というのが上がっております。こういうのも町のほうで、読んで字のごとくなんですけど、こういう資格を持った方の……、現在はやられてないんですよね。新規事業でこれからやるということですよ。

11節のところですね。924。

○議長（若山 征洋君） あなたの聞きたいのは何ですか。

○議員（4番 梅津 義信君） だから、医学療法士とか作業療法士とかのいただいた、この資料の中に書いてあるから、新規事業の中で、これを取り組まれるんですねという確認です。

○議長（若山 征洋君） いいんですか。誰か答えるんやな。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのようございまして、そういう専門職を雇って、家に行ってください。在宅推進ということで。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 51ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。今の説明はここに書いてるとおりですちゅうような

説明なんで、余りにもよくないのではないかなと思うんですが。

次にいきましょう。

今回、この予算書を見ながら、まず、1つ気づいたんで、1点教えてください。

ここでまず、重度障害者医療対策費の13節で上がっているんですが、この後にもずっと上がってくるんですが、月報用データ提供業務委託料というものが、今回入ってるんです。一つ一つは、額は小さいんですが。

この中で、この内容というものは、そもそも何なのか。私、わからないんで。この月報用データ提供業務という、これについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

ことし2月から、いままで九州東芝のほうが大分県中津市での医療費の支払いにつきまして、やっていただいておりますが、それは、今度、大分県国保連合会がいたすことになりまして、そのデータを福岡県国保連合会に送って、そのデータで補助金申請とかする次第でございます。その委託料です。データ委託料です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） よくわからなかったんですが、いままでは、東芝さんとの契約でやってたから、向こうが全部してくれたと。今後は、大分県の国保連合会がやるから、いわゆる手数料みたいな形ですよ。違うのかな。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

県外受診データを国保連合会で1件当たり0.66円で契約をいたしまして、先ほど申したとおり、補助金申請等に使う月報、資料の作成に使う次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 52ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 52ページ児童福祉費。

こちらで児童福祉総務費の報酬で、子育て支援指導員等報酬ということが入っております。この中に子育て支援指導員と放課後児童支援員というのが入ってるんですが、この指導員とはどんな方で、どんな資格を持たれてる方なのか。そして、この支援員はどういうことを行うのか。その辺についての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

子育て支援指導員は子育て支援センターの中に配置しております。福祉、子育て支援の経験豊

かな職員を配置しております。資格等は別に必要ございません。

そして、次に、放課後児童支援員でございます。この方は、保育士、並びに教員資格か、経験豊かで県の講習を受けられた方、そういう方が放課後児童支援員ということで、これは町の例規集にも載っていると思うんですが、そういう資格のある方を配置しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、その説明がありました。そういう専門員を置かれていると。その下に賃金、臨時職員等賃金というのが入って、ここに、放課後児童支援員補助員とか入っているわけですが、あと子育て支援指導員補助員とか入っているんですが、ここで見る限り、正規の職員という方がいらっしやらないようなんですが、臨時の職員だけで、ここは運営されるということではよろしいのでしょうか。直営ということでお聞きしてたんですが、こういう形の配置でよろしいのかと、もしここで何かあったときの責任は誰がとるのか、そのときの対処はどうするのか、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御質問に対してお答えします。

今のお答えですが、町が直営ということで、町が直接人員を雇い入れて直営をしているということでございまして、確かに子育て支援センターにおきましても嘱託職員でございます。

そして、学童のほうの、放課後支援員も嘱託ということで、何ら職員とはそう変わらないとは思いますが、確かに責任問題は誰が持つんかということ、私が一応、あそこのセンター長になっておりますから、私が責任を負うことになると思います。

土曜日も開設しておりますが、土曜日も時間をつくって1回なりは訪れております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 子育て支援指導員等報酬、子育て支援指導員、この方は何にも資格もないのに、有資格者で経験豊富な方の児童支援員よりも報酬は高い理由は何ですか。この方が、あなたのかわりの何か、責任者のような、代理になるとかそういうことでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 子育て支援指導員とは、子育て支援センターの中で、いろんな相談、いろいろそういう行事等、そういうのを支援するのが相談員でございまして、行政職経験豊かな方をお願いをしてる次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 何で高いんかと、そういう御質問でございますが、時間帯が違  
いまして、先ほどの子育て支援指導員は午前中午後います。そして、学童、放課後児童クラブの  
ほうは、通常昼から運営になっております。この金額につきましては近隣の市町でも上位のほう  
占めておりますので、この金額でも適当と考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 53ページ。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） この概要を見て質問するんですけど、同じ、今の52、53の中  
の節、送迎支援、子育てをする親が安心して就労できる環境づくりを行うとともに、児童が安全  
で安心して移動できるようにするために、43万5,000円というお金を使ってるんですけど、  
徒歩で行ってお迎えして、子供たちを、そう長い距離じゃないんで、送迎するんでしょうか。

きのう、おととい、皆様のお手元にお配りした新規事業内容をご覧ください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） 答弁をいたします。

この送迎支援委託料は国のメニューにございまして、昨年もあったんですが、どういうことか  
と言いますと、放課後児童クラブの児童が吉富小学校の校門から、児童クラブへ、建物に入る間  
の安全確保を、そういう団体に委託するものであります。その委託料として、この金額を計上さ  
せていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところなんですけど、そうしますと、小学校の子供たちはみ  
んな集まるまで待ってるんでしょうか。1年生から6年生まで。放課の時間が違うと思うんです  
けど。その点どうなのかということが1つともう1つ、昨年5歳児検診があったと思うんですけ  
ど、1年限りのものだったかと思うんですけれども、この5歳児検診に対する評価はどうだった  
んでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

送迎の件につきましては、なかなか、皆様がまちまちになりますから、危険箇所にもそういう方  
を配置するということをお願いしようということ考えております。子供の状況を見よってから、  
やっぱりお残りでお勉強をしてる子供もいますから、まちまちでございます。

そして、先ほどの5歳児検診でございますが、今年度も予算計上をさせていただいて。

あいあいセンター費のほうで。

昨年は児童福祉のほうで計上させていただいておりますが、この5歳児検診につきましては、

大変好評をいただいております、1週間前、県の担当のほうから、とてもいい事業ですから内容を聞かせてくださいということで、大変いい評価を受けておりますが、それなりに職員も大変な思いをしております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 54ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 54ページの児童措置費の中で負担金補助及び交付金の中で待機児童解消促進等事業というのが上がっております。現在、吉富町の場合はどうなのでしょう。待機児童者はいらっしゃるのでしょうか、いないのでしょうかというのと、あと、その推移状況とかが、もしあるのであれば、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

現在のところ、待機児童はおりません。以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 55ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 幼保一体化施設こどもの森費、こちらで臨時職員等賃金というのが、随分ずらざらと上がっておるんですが、ここ、臨時じゃなくて職員が足りてないんじゃないんでしょうか。

給与と臨時職員の額がほぼ変わらないんです。これは根本的に人が足りてないんじゃないかなと思うんですが、それはどうなのでしょう。

それともう1つ、産休と項目がこの中に入っているんですが、産休の方はいらっしゃるのか、それともこの産休という項目が必要ないのか、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

臨時職員の常勤職員分として7,200円、1,210日分を計上させていただいております。この分につきましては、5名の職員を計上させていただいております。ご存じのとおり、保育所の場合、子供の年齢層で人数が変わる場合がございます。ご存じと思いますが、1歳児につきましては、今のところ1、2歳児につきましては6人に1人の職員が要ります。3歳児の園児は、20人に1人、4歳、5歳は30人に1人あたりの職員がおりますので、その年度、年度で、職員の数が変動するところでございます。

昨年も新規職員を1名採用していただいております。職員が少ないといわれれば少ないかもしれませんが、従前からこういう運営方針で運営をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 従前から、このような運営をやっているからこのままだと、そう

いうことでよろしいんですか。ちょうど今、先ほど待機児童がいないかという確認をしたときにも思ったんですが、今、国のほうでもこういう問題が特に上がってます。吉富町は待機児童がゼロということで、大変いいことだと思うんですが、ここについては、町で運営してるわけですから、ちゃんとした手当て、ここに拡充するべきものじゃないかなと思うんです。今から人をふやさうかと言ってる、たしか、人口1万人に向けて頑張るわけでしょう。ここに関しては臨時とかではなくて、しっかりとした職員を入れて、子供たちに対する、吉富町はこんなに子供たちにちゃんとしてますよというのをやらないと、先ほどの放課後児童の話と全然矛盾したことになるんじゃないですか。どうなんですか。

今後も従前どおりで、こういう形でやっていくんでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 未来についての予測は困難でございますが、全ての必要な職員が正職にこしたことはございませんが、何分、いろんな、財源とか、先ほど申したとおり、保育士の年齢構成とかいろいろありますから、今のところは従前のとおりやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 皆さんにお伝えしておきます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長することをお伝えしておきます。

暫時休憩いたします。再開は、16時55分です。

午後4時45分休憩

.....

午後4時55分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

時間も大分下がってきております。質問も答弁もスピーディーに明快なる答弁をお願いいたします。

56ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。また1番、私でいきます。

使用料及び賃借料で駐車場借上料というのが、またことしも上がってるわけですが、これはいつまで借りるんでしょうか。

あと、山王団地は、あっこはたしか庭がついてますが、そういうところは利用できないんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

駐車場につきましては、当分の間ということで、近隣にそういう土地があればそこ駐車場にし

たいと思いますが、山王団地につきましては、その土地全体をその方に区切って貸しておりますので、そこに保育士が車を置くというのはちょっと別の問題だと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 57ページ、58ページ、59ページ、60ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 環境衛生費、こちらの報酬で審議会委員という中で、放置自動車廃物判定委員会委員報酬というのが上がっております。こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

放置自動車廃物判定委員会委員報酬です。放置自動車があった場合、その車を処分する上でそれを審議するための委員会でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど歳入のところでも似たような質問があって、そういうのが出てきた場合にを想定して頭出しというような説明がありました。今回これを設置を前提にするということは、何かそういう対象があるのかなというふうにちょっと思ったんですが、そういうわけではないのでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

現時点ではそういうことは想定しておりませんが、一応、そういう事例があった場合に開催するという事で予定しております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 61ページ、62ページ、63ページ、64ページ、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） どこで聞いていいかわかりませんが、現在吉富町の農業に関する作付とか休耕とか、その辺はどのようになってるのでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 27年度の作付につきましては、今ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、委員会等で報告させていただきます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 何でそれを聞いたかちゅうと、現在がこうだからこうだという想定のもの当初予算だろうと思ったものですから、まずはそれ聞いてってそれから思ったんですが、後で教えてくれれば良いと思います。

○議長（若山 征洋君） 65ページ、66ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 6目13節委託料のは場整備調査設計業務委託料に関係してなん

ですけど、たしか昨年の6月議会か何かでいろいろ議論したと思うんですけど、そのときまだわかかっていなかった県の補助率がわかっているんでしょうか。

それから、あのとき1反当たりの工事費も100万円から200万円ということだったんですけど、その辺どうなんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、補助事業につきましては、来週、国のほうが補助事業だけ採択申請を受けつけるっていう旨の連絡が届いております。その事業につきましては、国費が2分の1補助、あとにつきましては現在のところ、県費につきましてはまだ不確定という情報があります。

それから、今回の当初予算で計上しております1,645万3,000円につきましては、28年度に実施設計、それから用地測量、換地調査等を委託をする予定にしております。

工事費につきましては、実施設計が完了した後にその工事費が算定されます。それに対して受益者の負担金が概算ですがその時点では確定しますが、最終的な受益者負担金の確定につきましては、工事が完了後精算して初めて受益者負担金が確定します関係から、今事業としては平成30年度を換地までを終わらせる予定にしております。その時点で受益者負担金が確定します。ですから、今現在では、まだ受益者負担金がどのくらいになるかっていうのは不確定な状況にあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁では、かなりまだ不確定なことがたくさんあるなっていう感じなんですけど、その本同意というのは100%とれたんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 本同意につきましては、町としては6月議会ぐらいには場整備についての議会の議決をいただく予定と考えております。その議会の議決を受けた後に地権者の方に本同意をいただくっていうのが、ほ場整備を進める上でのスケジュールとなっております。

仮同意につきましては、もう100%同意をいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 仮に議会の議決をした上で本同意が100%得られなかったらどうなるんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在仮同意100%いただいております。本同意に向けて界木

地区の世話役をしていただいています方が、それぞれの地権者の方に事業に向けて相談なりお願いしています。その中でも場整備は絶対必要だという方がもう全てですんで、6月の議会の議決をいただいた後は100%同意がいただけるというふうに私たちは考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 67ページ、68ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 賃金のところです。埋蔵文化財発掘作業員賃金が上がっております。

こちらについて、今回はどこの発掘を予定されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

埋蔵文化財の発掘調査作業員の賃金につきましては、28年度町内に発注予定のところにつきましては、今現在のところは28年度の自治会要望、それから緊急の工事等がわかりません。ただ、そういった事例が発生した場合、教育委員会の包蔵地等を確認しながら発掘が必要になる場合があります。そのために当初から埋蔵文化財発掘調査の賃金を計上しているような次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 69ページ。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 梅津義信です。69ページの2項1目13節の橋梁点検のところですけども、国の法律が改正されて点検しなきゃいけないってなったときに、資料で見たんですけど町道だと思うんです。県道は町が検査してるはずがないと思うんで、どの橋でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） この予算で点検する橋梁につきましては、佐井川橋、それから土屋橋、幸子地区にある瀬々原橋と幸子橋の4橋です。その他の橋梁については職員が点検をします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の中に界木の橋は入ってたかな。これが佐井川橋。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 佐井川橋を点検いたします。

○議長（若山 征洋君） 70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 73ページ、土木費、住宅管理費の中で、山王団地北側通路改修工事というのが入ってるんですが、山王団地というのは、たしか今度完成式を行うんですね。ということは、大体工事が終わったという前提だと思うんですが、こちらについてちょっと説明

を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

おかげさまをもちまして山王団地も完成をいたしております。しかしながら、旧山王団地におきましては里道を含めて敷地造成を行っていましたが、今回、新山王団地では里道部分を除いて敷地造成を行っております。この用地が再び里道として通行可能となるような整備を行うためにこの予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今里道と言いましたよね。里道ということはどっかに通り抜けて行くちゅうことだろうと思うんです。これどっかにつながっていくんですか。その辺、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この里道は墓地の中をずっと行くように図面上はなっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） どこからどこまで。課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今回のこの工事のどこまでいくかということ。

○議員（7番 是石 利彦君） 完成図はどうなんだ、最終的に。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私どもの課としましては、旧山王団地が専用してございました里道の復元回復ということで考えておりますので、その先の里道がどうなってるかは私は存じ上げてません。

○議長（若山 征洋君） 74ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 消防費です。福岡県防災行政情報通信ネットワーク再構築事業という今回新規項目が上がっております。ここにいる説明があるんですが、これは消防署、いわゆる京築消防本部、あつこのシステムなんかとはもう全く別の話なんですか。ちょっとその辺を確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

これは福岡県が整備する防災行政情報通信ネットワークでございます。これには、福岡県、市町村、あるいは消防の本部が連携をするということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 75ページ、76ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 災害対策費、こちらで工事請負費というのが上がっておりますのが、こちら避難場所となり得る施設4カ所に案内板を設置するというふうにこの説明には書いてるんですが、この4カ所というのはどこのことなんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 特別養護老人ホーム鳳寿園、さくら苑、介護施設だんらん、そしてAZホテルを予定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 77ページ、78ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません78ページ、委託料、学力向上推進事業委託料というのが上がっておりますので、ちょっとこちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

これは、平成26年度から開始をしております吉富小学校6年生を対象としました学力向上事業、いわゆる寺子屋吉富、その委託料になります。

平成28年度につきましては、対象児童を五、六年生としまして実施予定です。今現在は6年生しか対象にしてないんですが、ちょっと5年生まで伸ばそうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そういう形で今お聞きしました。6年から5年、6年までに対象を広げるといふふうにお聞きしました。それはいいことだと思うんです。というか、その前に6年生だけだったものを5、6年にするという事は、何らかのメリットがあったとか評判がよかったとか、何かそういうものがあつたんでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 6年生を対象にやって、保護者、それから子供のアンケート等を見ましても非常に有効だったというデータが出ております。それで、人数は少ないんですができれば学年もふやしていきたいというのが年度当初から私ども事務局としてもありましたので、来年度は少し幅を広げていこうと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 79ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 11節需用費の中、新規事業の説明の中の小学校読書活動推進事

業の中の家読用品の購入ってあるんですけど、家読用品というのはどういうものなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） この予算書のうちのどこ。

○議員（8番 岸本加代子君） 11節、需用費の中に入ってるんだと思います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 濟いません、消耗品費の中に331万9,000円のなかの家読用品費として3万8,880円と、家読カードといいまして、そのカードの印刷製本費が19万8,000円の中に7,519円入っています。それから、同じく印刷製本費の中に家読の冊子が3万996円、合計で7万7,393円入っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が聞いたかったのは、家読用品で、例えば家読カードとか冊子とかいうのはイメージとしてわかるんですけど、家読用品っていうのが何なのかな、どういうものなのかなってそこを聞いたかったんですが。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 家読のできあがったものを説明してよろしいですか。

実を中身を見ますと、1年生から6年生までのお薦めの本を中身をずっと書いております。そして、それを家庭でおうちの人と一緒に読んだらということで推薦の本を概要をそれぞれたくさん、本の題名と本の中身を書いているわけでございます。それを一冊のちょっとしたカードと言いましょかそういうものにして、それぞれの子供に配布して、それを持って帰っておうちの方とこの本がいいねということで借りたりとか、そういったこととございます。よろしいでしょうか。恐らくそれに必要な経費だと思いますが。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 賃金のほうで臨時職員等賃金、こちらが上がっております。先ほどもいろいろ私他の部署でも臨時職員の話をしたんですが、ここどうなんですか、人手足りてないじゃないですか。ここには正規の職員は置かなくてよろしいんでしょうか。

時間が押してますのでそのままもう一つ聞きます。需用費、ここに消耗品費というのが入っておりますが、こちらに芝生の苗や種子などが入っているのかなと、ちょっとその辺の確認と、先日、冬に芝生をまいたのかと思いますが、その後の状況はどうでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） まず最初にお答えします。

用務員の関係なんですが、小学校の校長先生のほうから依頼がありまして、現在、学校の校舎

内外の整備、それから簡易な修繕につきましては校長先生、それから教頭先生、それから主任教諭の方が中心となって実施しております。特に夏の草刈りとか秋の落ち葉の回収は毎週の作業となり時間のかかるものであるということで、そのため、本来の職務に専念する時間を費やすことになるので公務に支障を来すことになるということで、校長先生から週2日の学校用務員の配置についての要望がございました。その関係でここに予算を組んでおります。

それから、あとの職員につきましては、学校からの要望でこういった支援員とか支援補助員の方が必要なために今年度も引き続き予算計上している状況であります。

芝生の関係なんです、消耗品費の中に計上しております。金額が、芝生用の肥料代が8万円と冬芝用の種子が8万8,000円、この中に計上されております。

それで、最後の質問の芝生の状況なんです、結構いい感じで生育してたんですが、先般の寒波によりましてせっかくよかったものが余り状態がよくないような感じになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 80ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 工事請負費、今回新規で給食用検収室整備工事費というのが上がってます。給食の食材を搬入するための検収を行う場所ということなんです、この受け入れ時には検品みたいなことは行うんでしょうか。それは誰が行うんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 検品につきましては給食の担当職員3名おりますが、その方たちがやります。実際に、これは平成25年の11月に福岡県のほうで監査がございまして、その中でこの検収室の必要性を指摘されました。その関係で今回予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 81ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 19節の続きなんです、最後にあります英検ジュニア受験助成金についてですが、これは希望者のみでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） これは6年生全員を対象にしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 82ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 社会教育費の中で委託料、講演会関係出演委託料というのが上がっておりますが、今期の講演会の予定というのはどういうふうになっておりますか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

今期の予定なんですけど、2講演分を予算計上しております。

内容につきましては、一般対象者向けの講演会として150万円、高齢者の方たちを対象にした講演会として50万円、それから平成27年度と同様に児童生徒を対象にしました講演会費50万円をあわせて計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 83ページ、84ページ、85ページ、86ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 保健体育総務費、こちらのほうで体育協会助成金上がっております。こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 今現在体協がいろんな体育行事を企画したりしていただいているんですけど、その体協に対する助成金になります。

○議長（若山 征洋君） いいですか。87ページ、88ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの英検ジュニアの受験助成金のことなんですけど、これ全員を対象にしてることだったんですけど受けなくてもよいのでしょうか。受けたくない人は受けなくてもよいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 受けたくない方がいれば、できるだけ受けるようにはお願いはしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 多分、この英検というのは何級に合格不合格っていうのがはっきり出ることだと思うんですね。まだ小学生の段階で——合格する子はいいでしょうけど不合格というような経験が落胆につながるととてもいい方向にはいかないのじゃないかなと。いい方向にいかないかどうかはわかりませんが、幼いときにそういった経験をすることがどうかなというふうな気がしますので、その点は十二分に配慮していただきたいというふうに思います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 今回の英検ジュニアの関係なんですけど、合否の判定を行うものではなくて、各個人の正答率が示されるものでありまして、これはあくまでも今後の学習にその結果を役立てるものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、89ページ、債務負担行為、支出予定額等に関する調書、90ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、91ページ、地方債、現在高に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また地方債に今回新項目ができてるわけですが、これらを含めても先の9月議会答弁による公債費は平成29年度2億7,000万円で間違いはないか、ちょっと御確認をさせてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

91ページそこにありますように、28年度につきましては27年度の起債の見込み額が合計ですが25億5,123万4,000円につきまして、この当該年度中の起債の見込み額、今回当初予算で計上してる額の合計が2億2,130万円、28年度中に償還の見込み額がそこに2億2,846万円というようなことで書いております。それを差し引きいたしまして当該年度の現在高の見込みは25億4,407万4,000円になるということの計上でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私が聞いているのは今年度ではなくて、今のこの状況を進めていくと29年度は償還が2億7,000万円ということの説明を受けてたんで、予定どおりいってましかというふうなことをお聞きしたんです。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

28年度の町債利子償還額につきましては2億6,088万8,000円ということで予算を計上しております。比較的高金利で借り入れしてる起債につきまして元利償還が進みまして、利子分の償還額が減少してきているというようなこともございますので、今後起債も借る額はふえるわけでございますが、おおむね償還につきましては予定どおりだというふうに判断はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） まず、質疑の前に議長に先ほどからちょっと腰痛が何か激しくなりましたので、着席のままの質疑をお許しいただけますか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（6番 花畑 明君） 濟いません。

今山本議員からの質問とも若干かぶるのかなとは思いますが、私の議会に出させてもらってる傍ら会社も経営しているわけなんですけども、毎月の収支、そして貸借対照表をしっかりと確認をして、より安全に健全に運営をしていきたいというところなんですけど、3月4日付の新聞がありましたよね、毎日新聞なんですけども、これに平成28年度の一般会計予算が29億9,900万円と記載をされておりました。同時に町債の残高が25億円、基金の残高が21億円となっており、町債のほうが基金よりも随分と多くなっている状況でありました。言いかえれば、貯金よりも借金のほうが多くなっているという状況だと思いますが、健康な財政面から考えますと、このまま推移していくのは私は好ましくないのではと危惧するものであります。

また、これからもさまざまな事業が計画をされています。例えば、町営住宅長寿命化計画によると、建てかえは別府住宅、高浜住宅、平原団地の建築、そして間尾住宅の大改修がなされるようになっておりますが、これらも全て補助金及び起債等の対象予定であり、また狹隘道路改修事業も起債対象と、これはめじろ押しなわけなんですけども、将来、この起債額の償還が大きく——先ほども奥田課長もおっしゃったように大幅にふえてくるという予想が容易にされます。

そこで財政課長に再度お尋ねしますが、27年度末現在の起債償還残額を教えてください。これは予定というか見込みでも構いません。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 起債の残高なんですけど、27年度末の町債発行の残高につきましては約25億5,100万円というような数字になってございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 先ほど申しましたように、これは将来にわたり起債の残高が大幅にふえていくということで、果たして現状の財政状況でこれからの私たちの吉富町が健全で良好な状況で推移をしていけるかどうか。これは先ほどの質問とまた重なるかとも思いますが、端的に答弁を願いたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

基金の状況と町債の状況、そのバランスの問題だと思います。

最初に基金の状況なんですけど、基金につきましては平成19年度に一番基金が低くなっただけなんですけど、それから再び基金が増加をしております。平成25年度には最高の水準となったわけなんですけど、その翌年の26年度には公共施設等の改修のために基金を取り崩したというこ

とで減少しております。27年度につきましても同じように基金の取り崩しを行っておりますので、ここ近年は基金の取り崩しの状況が続いています。ということで基金は減ってるということには間違いはございません。

それと、町債につきましては過去5年程度は大体町債の発行額につきましては2億円代で推移をしてるわけでございます。その町債の中で大部分を占めておりますのは臨時財政対策債というようなことなんですが、これにつきましては元利償還の100%が交付税措置されるということで、実質、借金は借金なんですがそこまでそういった形で交付税の代替えの財源というような形で考えてもよろしいかと思えます。ただ、問題なのが、最近、事業のために借りる起債の増加が確かにふえてございます。年々事業を行うに当たりましてこういった起債を借りるということになってございますので、今後はこの基金と町債のバランスに留意しながら健全財政に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） まさしくそうだと思います。交付税措置というのは100%のものとはそうでないものがあるわけでありまして、その辺もしっかりと——もし該当しないのであればこれはもう単独でなくては行けないという事業になりますから。例えば、28年度の一般会計当初予算でもこの5つの地方債をあわせて2億2,130万円を計上されております。こちらも将来にわたる地方債の償還に加わってきます。果たして、私たち吉富町の財政運営は本当にこのままで支障を来さないのかなというふうな危惧するわけなんですけども、もしものときの解決の方策や計画の変更等をしっかりと職員ともども皆さんで検討なされているのでしょうかというふうな考えます。

先日もいろんな本をページをめくっていた折に「地方財政小辞典」というのが家にあって、その中で偶然見つけたんですけども「公営企業借換債」という起債がありました。ちょっと僕もよく詳しくわからないんですけども、奥田課長あたりは御存知だとは思いますが、要は地方公営企業の経営健全化に資するために、既に借りている金利の高い地方債をよりよい条件の地方債で借り換えるものというわけです。よく私たちの会社でお金を借りるわけなんですけども、金利の問題が発生しますからより金利の安いところに移しかえようというようなことじゃないかなと思うんですけども、制度的には一般会計債にも適応可能というこらしい。ただし、償還期限の対応年数等の条件もありますが、そこは国や県との交渉次第ということらしいです。何が言いたいのかというのは、現在の基金の状況を平成25年度と平成26年度で比較すると1億6,000万円の減だったわけです。先ほどの毎日新聞の報道記事、これを見ますと平成25年度と平成28年度を比較すると6億9,000万円もの減というふうになっておりました。このスピードで基金

の減少していくのが本当に大丈夫なのかなというふうに危惧するわけなんです。その辺を考えて改善策とか執行部のほうで検討される用意があるのかなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今まさに第二次財政計画の中期計画というのが策定されつつあります。そこでは、財政検討委員会等であと数年、総合計画の中期計画の平成30年度までの間の財源の見通しをつけまして、それに見合う事業をどれを事業として選択していくのか、その事業についての財源はどうするのかというようなことを一つ一つ今積み上げてるところでございます。それを十分検証した上で、町財政の健全運営に資していきたいというふうなことで、そういった検討は十分してるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページ、98ページ、99ページ、100ページ、101ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第23. 議案第20号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第23、議案第20号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。

歳入2ページ、3ページ。

歳出4ページ、5ページ、6ページ、事項別明細書総括歳入。7ページ、同じく総括歳出、歳入8ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の国保税の滞納状況をお願いします。短期保険証をどのぐらい

出しているか、資格証明等を出しているか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 25年度からちょっと収納率を言います。25年度の収納率は現年が94%、24年度が94%、23年度が94%、大体94%で現年分は推移しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 短期保険証を出している世帯が何世帯でしょうか。それから資格証明書を出してる世帯はありますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 短期保険証については、数字を今持っておりませんが、資格証明の該当者はございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページまで。

歳入について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ページを追ってまた説明をもらおうかと思ったんですが歳入全般でお聞きします。こちら1款1項1目と2目で増額と減額出てますが、1目と2目の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 先ほど補正予算書のほうでも説明しましたが、退職者医療の制度改正に伴いまして、その分が一般被保険者のほうに回ってきてこういった減少になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

次に、歳出に入ります。14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページまで。

次に、31ページ、保険給付並びに老人保健拠出金にかかる内訳書32ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、福祉産業建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第24. 議案第21号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第24、議案第21号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ。

次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ、7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号平成28年度吉富町後

期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第25、議案第22号 平成28年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第25、議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。

歳入2ページ、3ページ。

歳出4ページ。

次に、5ページ、事項別明細書総括歳入。6ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入7ページ、8ページ、9ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

10ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第26、議案第23号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第26、議案第23号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。

歳入 2 ページ、3 ページ。

歳出 4 ページ。

5 ページ、第 2 表地方債。

次に、6 ページ、事項別明細書総括歳入。7 ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入 8 ページ、9 ページ、10 ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出 11 ページ、12 ページ、13 ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、14 ページ、債務負担行為、支出予定額等に関する調書。

次に、15 ページ、地方債、現在高に関する調書。

次に、給与費明細書、16 ページ、17 ページ、18 ページ、19 ページ、20 ページ、21 ページ、22 ページ、23 ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 14 ページの債務負担行為のところ、28 年度から 32 年度にわたってるんですけども、これの分についても消費税は増額ということで見込みであるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） この件に関しましては、一般会計のほうと一括して入札を実施いたしまして委託契約をしたところでございますので、消費税 10% に関しましては大変申しわけございませんが、総務課のほうで回答をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 消費税を含んだところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 23 号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます、よって、議案第23号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

日程第27. 議案第24号 平成28年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第27、議案第24号平成28年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」3ページ。

予算実施計画4ページ、収益的収入及び支出。

5ページ、資本的収入及び支出。

予定キャッシュ・フロー計算書6ページ。

給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ。

債務負担行為に関する調書10ページ、11ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これについてもこの限度額は消費税10%への増税を見込んだ額でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） これに関しましては見込んだところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 予定貸借対照表12ページ、13ページ。

予定損益計算書（前年度分）14ページ。

予定貸借対照表（前年度分）資産の部15ページ。

負債の部16ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ。

次に、資本的収入及び支出23ページ、24ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号平成28年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

日程第28、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（若山 征洋君） 日程第28、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書52ページをお願いいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

本町の人権擁護委員4名のうち3名が平成28年6月30日をもって3年間の任期を満了いたします。その3名の方全員を再度、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

まず、和才直俊氏でございます。和才さんは幸子上にお住まいで74歳。平成10年2月から委嘱されており、現在6期目でございます。その間、人権擁護委員として多くの人権相談に応じ、また、法務局の活動に参加され、現在では行橋人権擁護委員協議会の副会長と高齢者部会長の役職につかれています。

榎吉彦氏は高浜にお住まいで69歳。平成19年4月から委嘱され、現在3期目でございます。高浜地区の自治会長として大変人望も厚く、特設人権相談を初め、法務局での電話相談等に積極的に取り組んでいただいております。子供問題部会の部員としても御活躍されております。

奥家康子氏は小犬丸下にお住まいで65歳。平成25年4月から委嘱され、現在1期目でございます。女性の委員として特設人権相談を初め、多くの女性からの相談に応じられ、この3年間御活躍をいただきました。どなたに対しても優しく接しられ、明るく思いやりのある対応は大変好評でございます。

以上のように3名の方は人権擁護委員として適任者であります。再度、法務大臣に推薦したいと思っておりますので、町議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 総務課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。先ほど担当課長から説明がありましたが、本諮問は1議案で3名の人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものです。

質疑、討論、採決は分離採決により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） また、採決の方法は起立により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。それでは、質疑、討論、採決は分離採決にて、また、採決の方法は起立によって行うことに決定しました。

それでは、まず、和才直俊氏について、これから質疑、討論に入ります。

和才直俊氏に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 人権擁護委員の推薦であります。先日の全員協議会の場で総務課長が説明をくださいました。本来であれば町長が出席し説明をするところであるが、公務のためいらっしやらないということだったので、もし町長のほうからこの方に関して何かお話することがあるのであれば、今お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） この3名の方、先ほど総務課長が御紹介をしたとおりであります。適任者として今回の提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから和才直俊氏について採決いたします。和才直俊氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 全員起立であります。よって、和才直俊氏を適任とすることに決しました。

引き続き榊吉彦氏について質疑、討論に入ります。

榊吉彦氏に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから榊吉彦氏について採決いたします。榊吉彦氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立全員であります。よって榊吉彦氏を適任とすることに決しました。

引き続き奥家康子氏について、質疑、討論に入ります。

奥家康子氏に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから奥家康子氏について採決いたします。奥家康子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立全員です。よって、奥家康子氏を適任とすることに決しました。

---

日程第29. 議案第25号 吉富漁村センターに係る指定管理者の指定について

○議長（若山 征洋君） 日程第29、議案第25号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案書53ページ、54ページをごらんください。

吉富漁村センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

吉富漁村センターの指定管理者については、吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例に基づき、漁村センターの指定管理者について平成28年1月22日から2月4日までの14日間、町掲示板及び町のホームページにおいて公募した結果、喜連島上、喜連島下、高浜自治会、代表喜連島下自治会の1団体からの応募がありました。

吉富漁村センターの設置目的である漁業振興と地域の活性化を図るため、漁業者の研修施設の核として、漁業集落地区住民の交流の拠点として漁民センターを設置する。もっとも、達成することができる団体として応募のあった漁業集落地区である喜連島上、喜連島下、高浜自治会が連携し、指定管理業務を行うことが適当であると考えております。

その団体を指定管理者として指定するためには、地方自治法第244条第6項の規定により、施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について議会の議決を必要とするものでございます。

慎重に御審議の上、御議決いただきまようよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明がありました。漁村センター、確かにこの地区の方々が管理していただけるというのが一番いいんかと思えます。

ちょっと、5番と言ったらいいんかな、利用料金に関する事項ということで、ここに利用料金を指定管理者の収入として収受させるということになってますが、これはもちろん当たり前のことだと思うんですが、これ以外に何か補助とかそういうものはこちらのほうに発生しないんですか。何か手当てをしてあげるとかそういうことはする予定はないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 特にございませぬ。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

**日程第30、発議第1号 地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議について**

○議長（若山 征洋君） 日程第30、発議第1号地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局朗読。

○書記（太田 恵介君） 発議第1号地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議について、以上です。

○議長（若山 征洋君） 発議議員に提案理由の説明を求めます。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 発議議案の提案理由。この発議案は、地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求めるため、会議規則の規定により本決議案を提出するものです。

決議の趣旨につきましても決議案のとおりですが、この内容をまとめて言いますと、事業中区間の早期完成、未着手区間の早期事業化を本町議会として決議するものです。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせて

いただきます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第31. 請願第1号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

○議長（若山 征洋君） 日程第31、請願第1号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願を議題といたします。

事務局に請願書を朗読いたさせます。事務局朗読。

○書記（太田 恵介君） 請願第1号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願、以上です。

○議長（若山 征洋君） 紹介議員に要旨の説明を求めます。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まりました。ほぼ1年たっているいろいろな問題が出てきています。

まず、この制度のもとで認可される保育所の形態が10個あります。吉富町には従来の保育所

しかありませんけれども、きょう議論があった家庭的保育とか小規模保育所とか認定こども園とか。認定こども園の中にも幾つか分かれています。

そういう中で出てきている問題としては、格差が出てきています。例えば保育士の資格要件の問題、それから給食を提供するところでの問題。さまざまな格差が出てきている。これが一つです。

それから、保育にかけるお金のことを公定価格といいます。公定価格がとても低いです。保育料で言いますと、平均してこの公定価格の4割から6割を保護者が保育料として負担しているのが日本の現状です。

欧米の先進国ではこの負担が2割ということを見ると非常に高い保育料となっています。

それから、保育時間も従来ですと規定がなかったんですけども、今は上限8時間の保育時間になる子供と11時間になる子供がいます。そうすると、例えば、早出勤務の人なんかは8時間を決めてしまうと、その人が遅出勤務になった場合は延長保育となります。吉富町は町の裁量で今の保育所に行ってる子供たちに対して、その分は延長保育料としてはとってはいないということでしたけれども、国はそれはとっていいというふうにしているようです。

こういうさまざまな問題があります。本来、この制度は全ての子供、子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子供、子育て支援の質の拡充を図ろうとしております。このことが十分に達成できることを求める意見書の提出を願う請願です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本請願に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お図りします。ただいま議題になっております請願第1号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後6時19分散会

---